

令和 4 年度 認証評価

佐久大学信州短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	20
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	40
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	71
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	83
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	85
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	93
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	93
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	97
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	100
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、佐久大学信州短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 27 日

理事長

盛岡 正博

学長

堀内 ふき

ALO

斎藤 和幸

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人佐久学園は、昭和 39（1964）年 2 月に学校法人設立が認可され、同年 4 月に長野県佐久市に佐久高等学校（全日制課程普通科）を開設した。その後、昭和 62（1987）年 12 月に佐久地域に初めての高等教育機関として、信州短期大学の設置が認可され、翌年の昭和 63（1988）年 4 月に経営学科（入学定員 100 名、収容定員 200 名）を開設した。また、平成 2（1990）年 12 月には期間を付した入学定員増（臨時的定員増）が認可され、平成 3（1991）年 4 月からは入学定員 200 名、収容定員 400 名として学生を受け入れた。

平成 7（1995）年 4 月には、同じ法人の佐久高等学校が学校名を佐久長聖高等学校に名称変更し、同時に佐久長聖中学校を開設した。

平成 11（1999）年 12 月には、信州短期大学経営学科の期間を付した入学定員増（臨時的定員増）の期間延長が認可され、入学定員 200 名を維持することとした。その後、平成 13（2001）年 4 月には、急速な国際化や情報化が進展する社会情勢に適応するため、経営学科を経営情報学科に名称変更した。同時に短期大学卒業後さらに専門的な知識の修得を目的とする 1 年の課程として、経営情報学科に専攻科経営情報専攻（入学定員 20 名）を開設した。また、同年 10 月にライフマネジメント学科の設置が認可され、翌年の平成 14（2002）年 4 月に入学定員 70 名、収容定員 140 名として開設した。これによって、経営情報学科の期間を付した入学定員（臨時的定員）は廃止し、入学定員 100 名、収容定員 200 名に変更した。

平成 16（2004）年 3 月には、佐久長聖高等学校並びに佐久長聖中学校の学校法人聖啓学園への設置者変更が文部科学大臣より認可され、同年 4 月から設置者を変更した。

平成 18（2006）年 3 月には、信州短期大学ライフマネジメント学科に介護福祉士養成課程の設置が厚生労働大臣及び文部科学大臣から承認され、同年 4 月にライフマネジメント学科を介護福祉専攻（入学定員 50 名、収容定員 100 名）と健康・スポーツ専攻（入学定員 20 名、収容定員 40 名）に専攻分離し、介護福祉士の養成を開始した。

平成 19（2007）年 12 月には、現在併設する佐久大学の設置が認可され、翌年の平成 20（2008）年 4 月に看護学部看護学科（入学定員 80 名、収容定員 320 名）を開設した。また、同年 4 月から信州短期大学経営情報学科の入学定員を 100 名から 70 名に変更した。

平成 21（2009）年 4 月には、併設する佐久大学に 1 年課程の別科助産専攻（入学定員 10 名）を開設した。

平成 22（2010）年 4 月には、信州短期大学経営情報学科を総合ビジネス学科（入学定員 70 名、収容定員 140 名）に、ライフマネジメント学科を介護福祉学科（入学定員 50 名、収容定員 100 名）に名称変更した。その後、平成 24（2012）年 4 月には、総合ビジネス学科の学生募集を停止し、介護福祉学科 1 学科となると同時に、学校名を信州短期大学から佐久大学信州短期大学部に名称変更した。

平成 23（2011）年 10 月には、佐久大学大学院の設置が認可され、翌年の平成 24（2012）年 4 月に看護学研究科看護学専攻修士課程（入学定員 5 名、収容定員 10 名）を開設し

た。

平成 28（2016）年 4 月には、佐久大学信州短期大学部介護福祉学科を福祉学科に名称変更した。

令和 2（2020）年 10 月には、併設する佐久大学に人間福祉学部の設置が認可され、翌年の令和 3（2021）年 4 月に人間福祉学部人間福祉学科（入学定員 70 名、3 年次編入学定員 10 名、収容定員 300 名）を開設した。

令和 3（2021）年 3 月には、佐久大学信州短期大学部福祉学科に保育士養成課程の設置が長野県知事から承認され、同年 4 月に介護福祉専攻（入学定員 25 名、収容定員 50 名）と子ども福祉専攻（入学定員 25 名、収容定員 50 名）に専攻分離し、保育士の養成を開始した。また、同年 4 月には、併設する佐久大学別科助産専攻の学生募集を停止し、1 年課程の助産学専攻科（入学定員 10 名）を開設した。

以下、年代ごとに学校法人及び短期大学部の沿革を示す。

<学校法人の沿革>

昭和 39 年 2 月	学校法人佐久学園設立認可（位置 長野県佐久市岩村田 951 番地） 佐久高等学校設置認可
昭和 39 年 4 月	佐久高等学校全日制課程普通科を開設（位置 長野県佐久市岩村田 951 番地）
平成 6 年 12 月	佐久長聖中学校設置認可
平成 7 年 4 月	佐久高等学校を佐久長聖高等学校に名称変更 佐久長聖中学校を開設（位置 長野県佐久市岩村田 3638 番地）
平成 10 年 7 月	法人事務局を移設（位置 長野県佐久市岩村田 2384 番地）
平成 15 年 10 月	佐久長聖高等学校並びに佐久長聖中学校の学校法人聖啓学園への設置者変更認可（長野県）
平成 16 年 3 月	佐久長聖高等学校並びに佐久長聖中学校の学校法人聖啓学園への設置者変更認可（文部科学省）
平成 16 年 4 月	佐久長聖高等学校並びに佐久長聖中学校を学校法人聖啓学園へ設置者変更
平成 19 年 12 月	佐久大学設置認可
平成 20 年 4 月	佐久大学看護学部看護学科を開設（修業年限 4 年、入学定員 80 名、収容定員 320 名）
平成 21 年 4 月	佐久大学別科助産専攻を開設（修業年限 1 年、入学定員 10 名、収容定員 10 名）
平成 23 年 8 月	佐久大学看護学部看護学科収容定員変更認可（入学定員 90 名、収容定員 360 名）
平成 23 年 10 月	佐久大学大学院設置認可

佐久大学信州短期大学部

平成 24 年 4 月	佐久大学看護学部看護学科入学定員変更（80 名→90 名） 佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設（修業年限 2 年、入学定員 5 名、収容定員 10 名）
平成 30 年 2 月	佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻が特定行為に係る看護師の研修制度の指定研修機関に指定
平成 30 年 4 月	佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程入学定員変更（5 名→10 名） 佐久大学大学院看護学研究科看護学専攻にコース制（修士論文コース、プライマリケア看護コース）を導入
令和 2 年 10 月	佐久大学人間福祉学部設置認可
令和 3 年 4 月	佐久大学人間福祉学部人間福祉学科を開設（修業年限 4 年、入学定員 70 名、3 年次編入学定員 10 名、収容定員 300 名）
令和 4 年 4 月	佐久大学別科助産専攻募集停止 佐久大学別科助産専攻を廃止 佐久大学助産学専攻科を開設（修業年限 1 年、入学定員 10 名、収容定員 10 名）

< 短期大学の沿革 >

昭和 62 年 12 月	信州短期大学設置認可
昭和 63 年 4 月	信州短期大学経営学科を開設（位置 長野県佐久市岩村田 2384 番地、入学定員 100 名、収容定員 200 名）
平成 2 年 12 月	信州短期大学経営学科の期間を付した入学定員増（臨時的定員 100 名）認可（始期 平成 3 年 4 月 1 日、終期 平成 12 年 3 月 31 日、入学定員 200 名、収容定員 400 名）
平成 3 年 4 月	信州短期大学経営学科入学定員変更（100 名→200 名）
平成 11 年 12 月	信州短期大学経営学科の期間を付した入学定員増（臨時的定員 100 名）期間延長認可（始期 平成 12 年 4 月 1 日、終期 平成 17 年 3 月 31 日、入学定員 200 名、収容定員 400 名）
平成 13 年 4 月	信州短期大学経営学科を経営情報学科に名称変更 信州短期大学経営情報学科に専攻科経営情報専攻を開設（入学定員 20 名）
平成 13 年 10 月	信州短期大学ライフマネジメント学科設置認可（入学定員 70 名、収容定員 140 名） 信州短期大学経営情報学科の期間を付した入学定員変更（臨時的定員廃止）認可（入学定員 100 名、収容定員 200 名）
平成 14 年 4 月	信州短期大学ライフマネジメント学科を開設（入学定員 70 名、収容定員 140 名）
平成 18 年 3 月	信州短期大学ライフマネジメント学科に介護福祉士養成施設指定承認（厚生労働省、文部科学省）

平成 18 年 4 月	信州短期大学ライフマネジメント学科を介護福祉専攻（入学定員 50 名、収容定員 100 名）と健康・スポーツ専攻（入学定員 20 名、収容定員 40 名）に専攻分離
平成 20 年 4 月	信州短期大学経営情報学科入学定員変更（100 名→70 名）
平成 22 年 4 月	信州短期大学経営情報学科を総合ビジネス学科に、ライフマネジメント学科を介護福祉学科に名称変更し、総合ビジネス学科の入学定員を 90 名、介護福祉学科の入学定員を 50 名とした。
平成 24 年 4 月	信州短期大学総合ビジネス学科募集停止 信州短期大学ライフマネジメント学科健康・スポーツ専攻廃止 信州短期大学を佐久大学信州短期大学部に名称変更
平成 25 年 4 月	佐久大学信州短期大学部総合ビジネス学科及び専攻科経営情報専攻を廃止
平成 28 年 4 月	佐久大学信州短期大学部介護福祉学科を福祉学科に名称変更
令和 3 年 3 月	佐久大学信州短期大学部福祉学科子ども福祉専攻に指定保育士養成施設指定承認（長野県）
令和 3 年 4 月	佐久大学信州短期大学部福祉学科（入学定員 50 名、収容定員 100 名）を介護福祉専攻（入学定員 25 名、収容定員 50 名）と子ども福祉専攻（入学定員 25 名、収容定員 50 名）に専攻分離

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
佐久大学信州短期大学部 福祉学科 介護福祉専攻	長野県佐久市 岩村田 2384	25	50	41
佐久大学信州短期大学部 福祉学科 子ども福祉専攻	長野県佐久市 岩村田 2384	25	50	42
佐久大学 看護学部看護学科	長野県佐久市 岩村田 2384	90	360	356
佐久大学 人間福祉学部人間福祉学科	長野県佐久市 岩村田 2384	70	140	66
佐久大学 助産学専攻科	長野県佐久市 岩村田 2384	10	10	9
佐久大学大学院 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）	長野県佐久市 岩村田 2384	10	20	20

〔佐久市の人口動態（各年度4月1日現在）〕

佐久市 人口動態	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人口（人）	99,429	99,096	98,867	98,696	98,559
18歳人口 （人）	1,031	961	912	974	888

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数 （人）	割合 （%）								
県内 東信	3	10	4	11	5	23	6	23	6	14
県内 北信	25	81	25	69	15	68	18	69	36	82
県内 中信	0	0	3	8	1	5	0	0	0	0
県内 南信	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0
県外	2	6	3	8	1	5	2	8	2	5

〔注〕

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

長野県は、平成 27（2015）年の厚生労働省発表の都道府県別平均寿命によると、男性は全国 2 位、女性は全国一で長寿県として名高く、また健康寿命と 65 歳以上の就業率では男女とも全国一と、日本一の健康長寿をもたらすライフスタイルが世界中から注目されている県である。中でも佐久市及び周辺町村は市町村別平均寿命で男女ともに全国の上位に入っている。そのような背景を受けて、佐久市は「世界最高健康都市構想実現プラン」を掲げ、福祉のまちづくり事業を展開している。この地域では、従来から地域医療に力を入れており、その結果として健康で長寿の高齢者が多いが、佐久市の高齢者（65 歳以上）人口は、平成 27（2015）年 10 月 1 日現在 28,506 高齢化率 29% となっており、以降さらに高齢化は進行し、令和 5（2023）年には 30,168 人（31.9%）

に達すると見込まれている。少子化や核家族化に伴い在宅での介護が難しい状況になり、老人ホーム等の施設に入居する高齢者が増加しているのは都市部や他の地域と同様である。介護職の養成は、全国的に見ても慢性的な人員不足に悩まされている現場からの切実な要請であり、それを受けて本学は、高等教育機関として介護現場で中心的な役割を果たすことができる「介護福祉士」養成のため、専門的知識を学び、学生生活を通して培われる豊かな感性とコミュニケーション能力を身につけた人材を育成することを期待されている。毎年、約 9 割の卒業生が地元高齢者施設等へ就職していることによって、その役割を果たしている。

また、佐久市及び周辺地域は依然として少子高齢化が進行し、若年層を中心に首都圏への人口流出が加速している地域でもある。こうした状況は労働力不足だけでなく、若者の大学進学にも影響をもたらしている。そのため、本学は広範な「ケア」に関わる、時代の新しいニーズに対応できる専門職人材育成を図るため、殊に福祉領域において地域社会のニーズに応えることを目的に、既設の介護福祉士養成課程に加え「保育士養成課程」を設置し、令和 3（2021）年度から福祉学科を「介護福祉専攻」と「子ども福祉専攻」に専攻分離した。本学が立地する佐久市をはじめ周辺市町村において、必要となる保育サービス量の見込みや保育の質の拡充に応えるため、地域における保育士の養成は保育実践の場である保育所や障害者・障害児施設、児童養護施設など児童福祉施設、行政から大きな期待が寄せられている。

■ 地域社会の産業の状況

佐久地域は標高が高く、高燥冷涼な気候、豊富な日照など自然に恵まれた環境を利用した産業が盛んである。交通網も整備され、JR 佐久平駅は東京から 70 分の位置にあり、平成 27（2015）年 3 月には金沢延伸を受けて、沿線間の交流が高まり、観光や産業において大きな波及効果を及ぼすと期待されている。高速道路は首都圏とを結ぶ上信越自動車道をはじめ、建設中の中部横断自動車道が平成 23（2011）年 3 月 26 日、佐久小諸ジャンクションから佐久南インターチェンジまでが開通し、佐久北インターチェンジ、佐久中佐都インターチェンジ、佐久南インターチェンジが供用開始された。本学に最寄りの佐久中佐都インターチェンジまでは、車で約 3 分というアクセスである。将来、中央自動車道と接続することにより中京方面や東名高速道路、静岡方面とのアクセスも拡大する。

産業別の就業人口は、第 1 次産業が 9.5%、第 2 次産業が 30.0%、第 3 次産業が 57.2%と、製造業、サービス業、卸・小売業等の比率が高くなっており、年々その傾向は強まっている。

農業では、標高 600～1,100m 前後に広がる農地の中央を貫流する千曲川とその支流による豊かな水源を利用して、水稻、野菜、花きを中心に様々な産地が形成されている。昼夜の気温差が大きいことから、米は食味が良く、果実は糖度が高いこと、花きは発色が良いという特徴があり、野菜は標高差を利用し、春作から夏秋作まで多くの品目の長期間出荷が可能である。

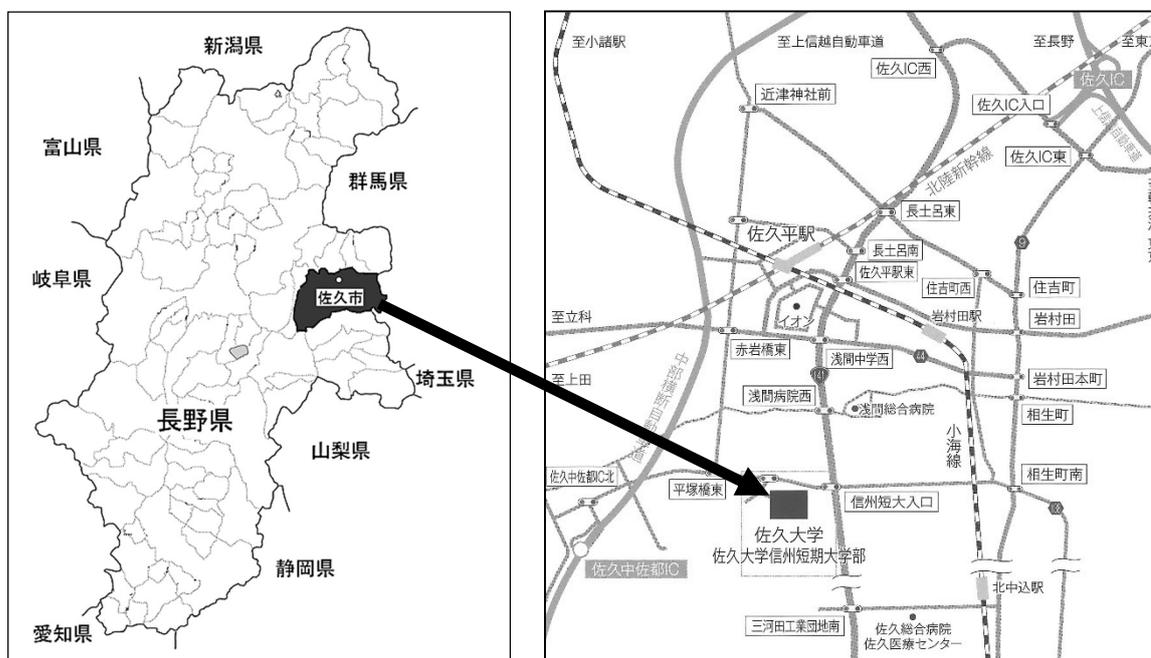
工業では、市内 12 箇所の工業団地を核として、生産用機械、輸送用機械、食料品、電子部品、電子機器などの業種を中心に操業されている。清涼な空気で湿度が少ない

ことが精密加工に適しており、また、晴天率が高いことから、近年ではソーラー関係製品の研究開発とともに普及が進んでいる。

商業では、地域密着型の個性的な商店街を目指した取り組みが進められる一方で、JR 佐久平駅を中心に大型店舗立地による商業集積が進み、周辺市町村からの消費者を集めている。さらに現在も本学と JR 佐久平駅中間地点に、令和 4（2022）年 11 月完成を目指して新たな大型商業施設の建設が進んでいる。

観光では、行政を中心に、自然資源や温泉施設、歴史・文化・スポーツを活用した祭り・イベント、中山道をはじめ従来からある歴史文化遺産とその周辺整備により新たに創出された観光資源を活かした取り組みが行われている。滞在型市民農園（クラインガルテン）などによる長期滞在型観光にも力を入れている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

<p>(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前学期と後学期の期間を学則で指定しているが、前学期中に後学期の授業が開始されているため、授業開始時期の変更ができるよう学則を改正する必要がある。 2. 一部の授業科目において、15 回目に試験が組まれているので、1 単位当たり 15 時間の授業時間を確保する必要がある。 3. 教員個人調書及び教育研究業績書の記述が不統一であり、それらの記述法を統一するなど、教員基礎資料の整備が望まれる。

<p>4. 短期大学の入学定員の未充足が続いて収容定員の充足状況が低いので、中・長期計画に掲げている入学者目標を達成し、短期大学の収支バランスの改善が望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>1. 学則に授業開始時期が変更できるように改正案を検討する。 2. 1単位当たりの授業回数が確保できるように非常勤講師を含め全教員に周知し、シラバス内容を精査していく。 3. 教員個人調書及び教育研究業績書の記述について、前回認証評価翌年度より様式及び記述の統一を図った。 4. 入学定員の充足を目標に、学生確保に向けた募集広報活動をはじめとした取り組みを強化した。また令和2（2020）年度に学科組織改編に取り組み、福祉学科を介護福祉専攻（介護福祉士養成課程）及び子ども福祉専攻（保育士養成課程）に分離し、学生確保に向けて福祉の学びの分野拡大を図った。</p>
<p>(c) 成果</p>
<p>1. 前回認証評価受審の翌年平成28（2016）年より学則に授業開始時期が変更できるように改正、施行した。 2. 授業期間と定期試験期間の区別を明確にし、試験とは別に1単位当たり15回の授業時間を確保することを規定し、シラバスの授業計画に明確に示すようにした。 3. 教員個人調書及び教育研究業績書は統一した様式で整理できている。 4. 入学定員充足率は平成28（2016）年度以降も充足率50%前後と低迷したが、令和2（2020）年度に専攻分離を図った結果、令和3（2021）年度福祉学科入学定員充足率は88%に引き上げることができた。</p>

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

<p>(a) 改善を要する事項</p>
<p>1. 併設する佐久大学に新学部を開設、本学福祉学科を専攻分離することに伴う新校舎の建設及び既設校舎の改修等 2. 令和3（2021）年度に専攻分離するため3つのポリシーの見直しと策定 3. 併設する佐久大学と共通する教学に関する組織の整備</p>
<p>(b) 対策</p>
<p>1. 法人の事業計画により、大学の新学部設置計画による新校舎の建設及び短期大学部の学科改組に伴う既設校舎の改修を行った。 2. 福祉学科の3つのポリシーを、専攻課程ごとに策定することを決議し、協議検討</p>

<p>を行った。</p> <p>3. 教授会に必要なに応じて置く委員会について、学園全体として同じ方向性をもって協議運営するため見直し整備を行った。</p>
(c) 成果
<p>1. 大学の新学部設置計画により建設した新校舎に、大学と共用の図書館及びコンピュータ室を移設した。また、本学の保育士養成課程に必置となっている保育実習室、音楽室及びピアノ練習室を設置するため、既設校舎の改修を行い、整備した。</p> <p>2. 福祉学科としての教育目標と養成する人材像を表し、専攻課程ごとに3つのポリシーを策定し、令和3(2021)年度から施行した。</p> <p>3. 令和3(2021)年度から本学の「図書委員会」を、大学と共通の「図書館委員会」とし、令和4(2022)年度から「学生募集対策委員会」を全学共通の名称「学生確保委員会」として活動することとなった。</p>

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
<p>令和3(2021)年度 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査</p> <p>【指摘事項（改善）】</p> <p>1. 理事の選任条項上の欠員があることから、その構成と寄附行為との整合性を図るよう対応すること。</p> <p>2. 負債率が高いことから、負債について計画どおり償還し、負債額の減少を図ること。</p>

<p>3. 登記が遅延していたことから、今後は寄附行為の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。(資産総額変更登記)</p> <p>4. 未整備の規程を整備すること。(資産運用に関する規程)</p> <p>5. 既設校の今後の定員充足の在り方について検討し、定員未充足の改善に取り組むこと。(佐久大学人間福祉学部人間福祉学科)</p>
<p>(b) 履行状況</p>
<p>1. 本学園の寄附行為において、1号理事については、大学長及び短期大学長が選任されるものと定めているが、現在、大学長と短期大学長は同一の者が兼務しており、欠員が生じている。本学園としては、従前より大学長と短期大学長の兼務の可能性を考慮し、1号理事の定数を1人～2人と定め、対応してきた。しかしながら、寄附行為上に明確な人数の記載がないため、誤解を与える恐れがあることから、兼任が生じた際には、1号理事の定数を減じる規定を設けるといった検討を理事会で行い、改善を図っていく。</p> <p>2. 負債償還計画に基づき、令和7(2025)年度から始まる借入金の返済を確実に履行し、負債額の減少に努める。</p> <p>3. 資産総額変更登記については、本学園寄附行為第37条の定めにもとづき、会計年度終了後3月以内(6月末日まで)に行っている。なお、令和2(2020)年度決算については、令和3(2021)年6月21日に登記を完了している。</p> <p>4. 資産運用に関する規程については、学園として資産運用を行う予定がないため、規程整備を見合わせていたが、将来に備えて、理事会で規程制定に向けた検討を行い、改善を図っていく。</p> <p>5. 開設年度である令和3(2021)年度の入学者が28人(入学定員充足率40.0%)となったことを受け、高校の進路指導教員や高校生、受験生の認知度を高めるため、以下のような方針・体制により、入学定員未充足の改善に努めた。</p> <p>【方針・体制】</p> <p>人間福祉学部の学生確保と入学定員未充足の改善を大学の重点戦略として位置づけ、令和3(2021)年度事業計画に盛り込むとともに、学生確保に向けた全学方針の決定と教職員への周知徹底を図るため、学長を責任者とする全学学生確保対策会議と学生確保と密接に関連する全学広報戦略会議を設け、それぞれ2回開催した。また、人間福祉学部内にも副学長を本部長、学部長・学科長等を本部長とする学生確保対策本部を立ち上げ、年6回会議を行った。学生確保に向けた具体的な戦略を提起するとともに、入試広報課と連携した学生募集活動を行うと同時にその管理と総括を行った。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <p>大学案内の工夫やウェブサイトの充実、高校からの要請に基づく出前授業の実施などの他、以下のような取り組みを重点的に行った。</p> <p>①高校の進路指導教員や高校生、受験生への周知を最重点戦略とし、県内全高校を人間福祉学部の専任教員が3回、アドミッション・オフィサーと入試広報課</p>

職員が1回の計4回訪問した。県外は富山・新潟・山梨・群馬の4県を中心に対象校をリストアップし、計20校ほど訪問した。

②高校生、受験生向けのオープンキャンパスを強化し、計8回開催した。COVID-19の影響もあったが、リモートを併用し、開催した（参加者80名）。

③地域住民の認知度を高めるため、地元のケーブルテレビやFMラジオを活用し、人間福祉学部の専任教員のインタビュー（教育内容の紹介など）を年間を通して配信した。

④人間福祉学部の学生確保の土台作りとして、教育内容や人材育成方針等に対する理解を深めてもらうため、地元の保健福祉の現場との人材育成に関する懇談会や高校長会との連携協議会を開催した。

上記の取り組みなどにより、令和4（2022）年度入学者は38人（入学定員充足率54.0%）と改善傾向を示したが、依然として、入学定員未充足の状態が続いている。

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

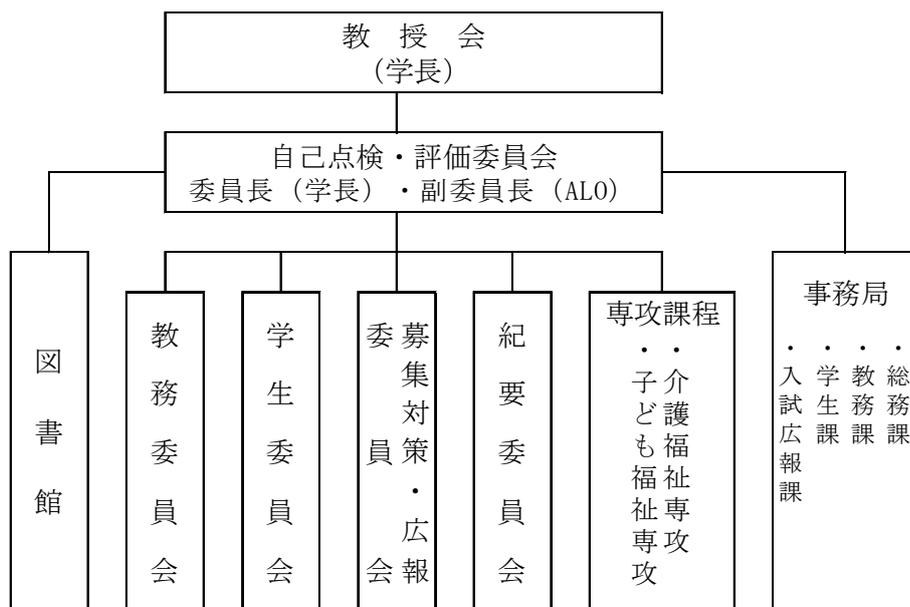
本学園では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3（2021）年2月1日改正）に基づき、「学校法人佐久学園研究費の運営・管理に関する規程」を定めており、研究費の取扱いに関する責任体系や使用規則、監査体制等の研究費の運営・管理の基本原則を規定し、研究費の適正な運営・管理及び執行に努めている。研究活動上の不正行為への対応等については、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26（2014）年8月26日決定）に基づき、「学校法人佐久学園における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為の防止に関する責任体制及び教職員の責務、不正行為が発生した場合の措置等を規定し、具体的な不正防止計画を策定・実施の上、学術研究の信頼性と公平性の確保に努めている。また、教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに、研究活動上の不正を防止するため、研究倫理教育及びコンプライアンス研修会を定期的実施し、研究者からは誓約書の提出を求めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
令和3（2021）年度 自己点検・評価委員会（担当者・構成員）

構成員		令和3年度
委員長（学長）		堀内ふき
副委員長（学科長） ALO		斎藤和幸
委 員 会 委 員 長	自己点検・評価	堀内ふき
	教務	唐澤千登勢
	学生	関口昌利
	募集対策・広報	廣橋雅子
	紀要	永野淳子
事務局長		羽毛田幸博
員	学長が任命する 教職員	菊池小百合 (介護福祉専攻主任)
		尾島万里 (子ども福祉専攻主任)
		高見澤敏 (ALO補佐)

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
令和3（2021）年度 自己点検・評価の組織図



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価は、平成9（1997）年に「自己点検・評価に関する規程」を策定・施行後、委員会組織を構成して定期的に活動を実施してきた。平成17（2005）

年度に短期大学基準協会による機関別評価が行われることになり、本学は平成 21 (2009) 年度に初めて第三者評価を受審し、さらに第 2 回評価期間における第三者評価を前回平成 27 (2015) 年度に受審することができた。その後も本学規程及び短期大学基準協会が定める「短期大学評価基準」に規定される基準によって、継続して自己点検・評価委員会の構成員を中心に点検・評価を行ってきた。

令和 3 (2021) 年度から福祉学科が 2 つの専攻課程に専攻分離したことに伴い、委員長である学長は委員に各専攻主任を任命し、また認証評価受審を決定したのち第 6 回委員会から ALO 補佐に指名した事務局職員も委員に任命し点検・評価活動を実施している。また学長は、構成員である各委員会委員長をはじめとする委員の任期について、令和 3 (2021) 年度及び令和 4 (2022) 年度は継続して担当するよう指名した。学科・専攻、各委員会及び事務局では、令和 2 (2020) 年度に作成した自己点検・評価報告書を基に、令和 4 (2022) 年度用認証評価基準を踏まえて委員会活動や FD・SD 活動を推進し、適切に点検・評価活動を行っている。令和 3 (2021) 年度は、月 1 回の定例の委員会に加えて、必要に応じてワーキングや部会を実施して報告書作成のための協議・検討を行っている。例年、自己点検・評価報告書作成の前提となる事業報告及び課題改善事項をまとめ、次年度実行計画と目標を設定しているが、令和 3 (2021) 年度は、認証評価受審のための報告書作成用の基準の観点の踏まえ、現状から課題・改善事項を重点的に洗い出すよう点検・評価の目標を掲げ取り組んでいる。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 3 (2021) 年度を中心に）

令和 3 (2021) 年度は以下のとおり自己点検・評価委員会の活動を行った。

年・月・日	会議名等	主な議事
令和 3 年 2 月 22 日 (火) 14:40~16:00	令和 2 年度 第 9 回委員会	・認証評価受審について (令和 4 年度に受審することを決議し、教授会に諮ることとした)
令和 3 年 4 月 30 日 (木) 10:40~12:10	令和 3 年度 第 1 回委員会	・令和 3 年度学内 FD 担当者の選任について ・自己点検評価に係る各アンケートの実施に関する所掌委員会について ・学科事業 (行事) の担当者選任について ・令和 2 年度自己点検・評価報告書作成状況
令和 3 年 5 月 28 日 (金) 10:40~12:10	第 2 回委員会	・学園 FD・SD 委員会報告 ・卒業生アンケート集計結果について ・連携協定校との連絡協議会開催案について ・令和 2 年度自己点検・評価報告書原稿修正等について
令和 3 年 6 月 11 日 (金) 10:40~11:15	第 3 回委員会	・令和 2 年度自己点検・評価報告書原稿校正について ・連携協定校との連絡協議会について ・学園 FD・SD 委員会報告
令和 3 年 7 月 16 日 (金) 10:40~11:20	第 4 回委員会	・令和 2 年度自己点検・評価報告書発刊について

年・月・日	会議名等	主な議事
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度認証評価受審に関する件について ・第1回学内FD研修会実施内容について
令和3年8月24日（火） 10：40～11：50	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度認証評価受審に関する研修について ・第1回学内FD研修会実施について ・上田女子短期大学共催の教育懇談会開催について
令和3年9月9日（火） 10：40～12：00	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度認証評価ALO説明会後の確認 ・第1回学内FD研修会の振り返り ・令和3年度教育の質に係る客観的指標について ・卒業生アンケートの再実施について
令和3年10月12日（火） 16：20～17：40	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度教育の質に係る客観的指標について（確認） ・卒業生アンケートの再実施について ・就職先アンケート集計結果について ・学園FD・SD委員会報告 ・令和4年度認証評価受審について（短期大学基準協会より評価絞決定の通知）
令和3年11月9日（火） 16：20～17：30	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生アンケートの回答状況について ・学園FD・SD委員会報告 ・令和3年度改革総合支援事業に係る調査について
令和3年12月7日（火） 16：20～17：20	第9回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度卒業生アンケート集計結果について ・保護者アンケートの実施について ・令和3年度改革総合支援事業に係る調査回答について
令和4年1月11日（火） ～14日（金）	第10回委員会 メール会議	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート設問事項について（実施要領、設問事項について意見聴取）
令和4年2月1日（火） 16：20～17：20	第11回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの実施について ・令和4年度認証評価受審スケジュールの確認（記述マニュアル及び記述担当割の確認）
令和4年3月8日 10：40～11：50	第12回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの回答状況について ・令和3年度第2回学内FD研修会について ・令和3年度委員会活動課題・改善事項及び次年度実行計画・目標の設定について

年・月・日	会議名等	主な議事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度認証評価受審に関することについて
令和4年4月12日（火） 16：20～17：20	令和4年度 第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度活動報告及び次年度実行計画について ・ 令和3年度短大教員業績報告書（教員活動の自己点検）作成について ・ 令和4年度学内FD研修会の開催について ・ 令和4年度認証評価受審に関する件（自己点検・評価報告書作成経過の確認）
令和4年5月10日（火） 16：30～17：50	令和4年度 第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度自己点検・評価報告書について（4末時点提出原稿の確認及び校正について） ・ 連携協定校との連絡協議会開催案について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準 I

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生ガイド 2020〔令和 2（2020）年度〕、
2 学生ガイド 2021〔令和 3（2021）年度〕、
3 学生ガイド 2022〔令和 4（2022）年度〕、
4 履修ガイド 2020〔令和 2（2020）年度〕、
5 履修ガイド 2021〔令和 3（2021）年度〕、
6 ウェブサイト「情報公開」https://www.saku.ac.jp/about/public_info/、
8 大学案内 2021〔令和 2（2020）年度〕、
9 大学案内 2022〔令和 3（2021）年度〕、
11 学生募集要項〔令和 3（2021）年度入学者用〕、
12 学生募集要項〔令和 4（2022）年度入学者用〕
- 備付資料 1 信州短期大学 30 年のあゆみ、2 佐久の薫風 No. 15、
3 地域・社会の各種団体との協定書、4 高等学校との協定書

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は昭和 63（1988）年開学当初「知育・徳育・体育」を基調理念として、「地域の産業や文化の発展はもとより、広く社会全体の福祉向上に十分貢献しうる人間性豊かな人材を育成するとともに、産学官一体の思想を実現する地域に開かれた理想の高等教育を目指す」を建学の精神・教育理念として開設した。その後平成 14（2002）年 4 月にライフマネジメント学科を設置、平成 18（2006）年 4 月にはライフマネジメント学科を介護福祉専攻と健康・スポーツ専攻に専攻分離したことに伴い、平成 19（2007）年 4 月から「高い専門性と教養を身につけ、地域社会に貢献する」を新たに建学の精神と位置づけた。さらに平成 24（2012）年 4 月から短期大学の名称を佐久大学信州短期大学部に変更し、平成 25（2013）年 4 月からはそれまでの経営、ビジネス分野の学生募集を停止し、介護福祉学科のみの 1 学科となることに伴い、建学の精神も佐久大学と統一して「知を求め 徳を高め 愛に生きよう」に変更した。教育理念も同様に「自律 創造 友愛」を掲げ、建学の精神はこれを明確に示している。また、これまで

の建学の精神の内容は教育目標として掲げ、3つのポリシー策定においても活かしている。

建学の精神は、教育基本法第6条の（学校教育）及び私立学校法第1条の（この法律の目的）に基づく、公の性格を有するものであり、公共性を高めることにより私立学校の健全な発達を図ることを目的とするものである。

これら建学の精神や教育理念の学内外への公表は、学内では学生及び教職員ともに「学生ガイド」（提出-1~3）と「履修ガイド」（提出-4,5）で周知をはかり、学内施設では全学生が一堂に会す大教室や玄関にも掲示し、学生・教職員のみならず催事等で使用する際にも来賓・来学者の目に触れるようにすることで、学内外に表明し理解を図っている。また学外向けにはウェブサイト（提出-6）上に情報公開として掲載するほか、大学案内（提出-8,9）や募集要項（提出-11,12）、各種広報誌に掲載し、高等学校や関連機関等に配布・公表して本学の基本的方針を学外に向けて示している。

見直し・確認については、学科改組や名称変更などの際を中心に自己点検・評価委員会において原案を策定し、各委員会等で協議した結果を教授会に提出し、審議・承認を経て理事会に報告することとなる。直近の見直し事項としては、平成25（2013）年4月に学科改組に伴って建学の精神及び教育理念の見直しを行い、これを踏まえて平成26（2014）年度には3つのポリシーの見直しも行い、平成27（2015）年4月から改定したポリシーを掲げている。これは平成28（2016）年3月31日に文部科学省から示されたポリシー策定のガイドラインにも対応している。また、令和3（2021）年度から従来の福祉学科を介護福祉専攻及び子ども福祉専攻に専攻分離することを決議したことによって、令和2（2020）年度中に建学の精神及び教育理念を踏まえて2つの専攻課程ごとに新たな3つのポリシーを見直し策定し現在に至っている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は開学当時より地域に根差した人材養成を目的としているため、社会的責任を踏まえた事業として地域連携を重視し、創設以来様々に形を変えてはいるが地域・社会に向けた公開講座を実施してきている。令和元（2019）年度においては、従来社会連携委員会等で企画立案・運営する「生涯大学校」を継承した「信州短大公開講座」を開講した。また、令和元（2019）年度からは地域の中学校などからの要請により、本学の専門分野に関する講座を中学校内で実施したり、教員がそれぞれの専門領域に関する講座題目をあげ、高等学校などで出張講座を実施したりした。これらの事業内容は、令和2（2020）年度から学園組織として社会連携・研究支援センター事業に移

管し、併設の大学教員や職員と共同で実施運営を行うこととなった。令和 2 (2020) 年度は COVID-19 により事業実施ができず、連携協定を締結する高等学校の要請を受けて実施する校内講座を実施するにとどまったが、令和 3 (2021) 年度は入場者数制限や WEB 開催を併用した形式で実施することができた。

[令和 3 (2021) 年度 佐久大学公開講座]

実施月日	講座テーマ	講師	講座概要
令和 3 年 9 月 18 日	メディア時代の子育てについて	社会福祉法人湧泉会小雀保育園理事長 鷹野禮子氏	親は子どもを愛し、世話をしているも、親の無意識な行動が子どもの育ちに大きな影響を与えることがある。メディア時代の子育ての落とし穴と、子どもの健全な成長の秘訣について講演を行う。
令和 3 年 10 月 2 日	地域が子どもと関わる時—過去・現在・未来から考える—	佐久大学人間福祉学部 准教授 高松誠氏	地域における子ども達への支援について、私たちが再考すべき視点を 20 世紀初頭、日英の児童養護実践史や現在の社会的養護の取り組みを通じてともに考える。
令和 3 年 11 月 6 日	歩けること=寿命 幼少期から足の保護と変形予防の重要性	佐久大学客員教授 ベール・ルッツ氏	ドイツ整形外科靴マイスターより、足が日常生活と成長にどのように影響するのか、幼少期からの足の保護と変形予防の重要性についてお伝えします。
令和 3 年 12 月 4 日	新型コロナウイルス感染症と子どもが受けた影響・大人ができること	聖路加国際大学大学院看護学研究科小児看護学教授 小林京子氏	新型コロナウイルス感染症の拡大で、子どもの生活もさまざまな影響を受けました。子どもの心身への影響とはどのようなものであるのか、大人が毎日の生活の中でできることを知って子どもがすくすく育つ地域づくりを考えましょう！

正課授業の開放としては、自己点検・評価、授業改善等 FD 活動の一環として前期・後期に1週間ずつ授業公開・参観を設定し、学内教職員のみならず地域を中心に高等学校教員と生徒、学生の保護者、卒業生、福祉施設関係者を対象に公開している。これは近年恒例化して実施しているが、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度はCOVID-19により公開規模を縮小せざるを得ず、学内教職員と連携協定校の教員及び生徒に限って実施した。

[令和3(2021)年度 前期授業公開時間割]

		1 限 (9:30~10:30)	2 限 (10:40~12:10)	3 限 (13:00~14:30)	4 限 (14:40~16:10)	5 限 (16:20~17:50)
6/28 月	1年	コンピュータの基礎技術Ⅰ[介]		生活支援技術Ⅰ[介]	生活支援技術Ⅰ[介]	
	2年		保育者論[子]		保育の心理学[子]	
6/29 火	1年	こころとからだのしくみⅠ[介]		修学基礎Ⅰ[共通]		
6/30 水	1年	ヒューマンケア概論[共通]	発達と老化の理解Ⅰ[介]	人間の理解Ⅰ[共通]	子ども家庭福祉[共通]	
	2年	福祉と会計	生活支援技術Ⅵ			
7/1 木	1年	介護の基本Ⅰ[介]	介護の基本Ⅰ[介]	認知症の理解Ⅰ[介]	英語Ⅰ[共通]	
	2年	コンピュータの基礎技術Ⅰ[子]	保育内容の理解と方法Ⅱ[子]		中国語Ⅰ[共通]	
7/2 金	1年	保育原理[子]				
	2年		アクティビティ・ケア			

1年次科目 [共通]:介護福祉専攻・子ども福祉専攻共通科目、[介]:介護福祉専攻、[子]:子ども福祉専攻

[令和3(2021)年度 後期授業公開時間割]

		1 限 (9:30~10:30)	2 限 (10:40~12:10)	3 限 (13:00~14:30)	4 限 (14:40~16:10)	5 限 (16:20~17:50)
11/29 月	1年	コンピュータの基礎技術Ⅱ[介]		生活支援技術Ⅱ[介]	生活支援技術Ⅱ[介]	
	2年	保育内容総論[子]	子どもの理解と援助[子]			
11/30 火	1年	こころとからだのしくみⅡ[介]		修学基礎Ⅱ[共通]	認知症の理解Ⅱ[介]	
	2年	子ども家庭支援の心理学[子]				
12/1 水	1年			社会的養護Ⅰ[子]		
	2年		心理学			
12/2 木	1年	コンピュータの基礎技術Ⅱ[子]	保育内容の理解と方法Ⅱ[子]	福祉経営学[共通]		
	2年	ビジネスマナー				
12/3 金	1年	障害の理解Ⅰ[介]	生活支援技術Ⅲ[介]			

1年次科目 [共通]:介護福祉専攻・子ども福祉専攻共通科目、[介]:介護福祉専攻、[子]:子ども福祉専攻

地域・社会公共団体や地域高等学校と教育連携を中心に協定を締結している。地域の行政や機関としては、佐久市、小諸市、東御市、小海町、川上村、佐久商工会議所、社会福祉法人ジェイエー長野会と包括連携協定を締結し(備付-3)、それぞれの相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、包括的な連携のもと、文化、産業、医療・保健・福祉、教育、学術等の分野で協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とし事業を行っている。なかでも社会福祉法人ジェイエー長野会とは毎年共催として「信州介護学研究会」を実施し、介護人材の確保につながる講演やシンポジウムの開催、介護・福祉環境の改善に資するための研修などを開催している。また、本学園は併設校である佐久大学看護学部と令和3(2021)年度に開設した人間福祉学部、そして本学福祉学科の領域である保健・医療・福祉に関する海外からの視察研修受け入れを中心としたプログラムを、佐久市との連携事業に組み込み、

多くの国から視察・研修生を受け入れている。ただし、令和 2（2020）年度以降これらの事業は COVID-19 によりほとんど中止せざるを得ず、令和 3（2021）年度には可能な限りリモートにより開催したが、次年度に向けてさらに実施可能な取り組み方法を検討しているところである。

高等学校との連携においては、現在小海高等学校、丸子修学館高等学校及び佐久平総合技術高等学校と教育連携協定を締結し（備付-4）、短大・高等学校間連携による課題研究や学習を通して、相互の教育内容の一層の充実を図るとともに、教育に関する情報交換、生徒・学生の交流、短大から講師の派遣、短大授業の公開・参観、課外活動や地域貢献活動における連携及び相互の教員の資質向上を目的とし活動している。また、3校と本学教員による連絡協議会においては本学の3つのポリシーや教育目標についても、教育の成果の観点から意見を求めるなど協議事項として設定している。前述のとおり令和 2（2020）年度以降は COVID-19 により予定事業がほとんど実施できなかったが、一部高校内において感染予防対策を踏まえ可能な事業を実施した。

本学にはボランティアが授業科目「福祉ボランティア」として開設されており、担当教員と履修学生によるボランティアをはじめ、福祉関連機関との連携によるボランティア活動、行政主催の各種ボランティア活動などに参加し、地域貢献活動に取り組んでいる。最近では令和元（2019）年度に東日本台風 19 号が、本学のある佐久市に甚大な被害をもたらし、本学は学生自治会の学友会を中心に活動に取り組み、救援活動や募金活動に力を入れ地域に貢献した。また、COVID-19 と向き合いながら高い使命感を持って懸命に介護現場に於いて業務にあたる介護従事者の方々に敬意と感謝の意を表するため、学友会が中心となって学生に呼びかけ、佐久市内の 3 法人にメッセージと記念品を贈呈した。また、50 万人に 1 人という難病「拘束型心筋症」と診断された佐久市内在住の小学 4 年生の海外での心臓移植を実現するため、「救う会」の活動趣旨に賛同し、学友会が中心となって募金活動に取り組んで目標金額の達成に貢献した。

その他の活動に関しては、これまで地元佐久市をはじめ地域の行事にもボランティアとして継続的に参加して学生や教職員を派遣してきたが、令和 3（2021）年度は COVID-19 の影響により、ほとんど実施されず参加することができなかった。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学は平成 28（2016）年 4 月 1 日に学科名称を現在の福祉学科に変更して以来、介護福祉士養成を核とする福祉分野をはじめとして一般企業など幅広い職業選択や進学等も視野に、ビジネス人材養成に関する授業科目を配置する教育課程に改編し実施してきた。併設する佐久大学看護学部及び人間福祉学部と共に地域に根差した保健・医療・福祉分野の教育機関であることを強みとし、地域で活躍できる人材育成の実現に向けてきたが、介護職は社会的な需要に反して若者の担い手が少なく学生確保が難しい状況が続いている。また、ビジネス人材育成の教育課程についても地域に十分理解されているとは言えない。こうした状況を踏まえ、令和 3（2021）年度に佐久大学に新学部人間福祉学部の設置構想に合わせて本学福祉学科を介護福祉専攻及び子ども福祉専攻に専攻分離し、ケア専門職領域を拡大し、またそれぞれにビジネス人材養成に係

る課程も継続して置いた。これらの改編は、建学の精神や教育理念を踏まえた学修や自らの行動実践ができる人材育成の教育課程の検討からであるが、地域のニーズに応え得る保健・医療・福祉人材の養成校としての適性や安定した学生確保を継続していくことが課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生ガイド 2020〔令和 2（2020）年度〕、
2 学生ガイド 2021〔令和 3（2021）年度〕、
3 学生ガイド 2022〔令和 4（2022）年度〕、
4 履修ガイド 2020〔令和 2（2020）年度〕、
5 履修ガイド 2021〔令和 3（2021）年度〕、
6 ウェブサイト「情報公開」https://www.saku.ac.jp/about/public_info/、
7 佐久大学信州短期大学部学則、
8 大学案内 2021〔令和 2（2020）年度〕、
9 大学案内 2022〔令和 3（2021）年度〕
10 ウェブシラバス（2022）<https://saku.cloud-syllabus.com/>
11 学生募集要項〔令和 3（2021）年度入学者用〕、
12 学生募集要項〔令和 4（2022）年度入学者用〕、
提出資料-規程集 77 佐久大学信州短期大学部履修規程
備付資料 6 介護福祉施設実習事例研究集録第 13 号、
7 佐久大学信州短期大学部令和 3 年度「立誓式」次第、
8 令和 2 年度「介護人財確保に向けての懇談会」次第・アンケート用紙、
11 授業評価アンケート、24 卒業予定者アンケート、
25 卒業生アンケート、33 介護福祉士国家試験対策アンケート調査結果

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、建学の精神である「知を求め 徳を高め 愛に生きよう」及び「自律 創造 友愛」の教育理念に基づき、学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法ならびに本学設立の精神に則り人格を陶冶し、豊かな一般教養と精選された専門知識を教授し、社会に貢献し得る有為な人材を育成する」と明確に定めている（提出-7）。教育目標は、これまで本学が築いてきた理念を礎に、福祉学科（専攻分離）の再編に向けて見直した。自己点検・評価委員会が原案を作成し、教授会での審議を経て、下記に示したとおり、現在の「教育目標」と「養成する人材」を定めた。

【建学の精神】 知を求め 徳を高め 愛に生きよう

【教育理念】 自律 創造 友愛

【教育目標】

情報化、国際化が進展する現代社会に対応し、且つ少子高齢社会において地域の福祉ニーズに応え得る専門的知識と技術を有する人材の育成を図るため、広い教養と社会人基礎力修得を基に、福祉マインドを備えた幅広い専門職業教育を実践する。

【養成する人材】

福祉に関わる専門職の養成を核とし、広い教養と豊かな人間性を備えた、社会に貢献しうる有為な人材を育成する。

建学の精神・理念の学内外への公表は、学内では学生及び教職員に対し「学生ガイド」（提出-1～3）で周知し、キャンパス内においては講義室や大学エントランスに書面を掲示している。学生・教職員をはじめ、来学者の目に触れるようにすることで、学内外に表明し理解を図っている。また学外向けには「教育理念」、「教育目標」、「養成する人材」と3つの基本方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマ・ポリシー）とをあわせ、学生ガイド、大学案内、募集要項、ウェブサイトなどに掲載し、公表している（提出-1～3、8～12）。

本学は開学当時より地域に根差した人材養成を目的としており、入学者のほとんどが県内出身者であり、就職においても高い県内志向が背景にある。そのため「養成する人材」と「地域・社会の要請」に応えられているかどうかの点検は重要で、入学から卒業までの2年間に、地域社会との交流をもち、次の①から③を定期的に行っている。

- ①1年次前期に「立誓式」を実施している。これは福祉マインドを備えた職業人像を再確認し専門職者として実践すべき倫理的行動を確認する機会として、実習に出る前（8月初旬）に執り行っている。式典には福祉施設をはじめ関連機関や地域の代表、保護者などが出席し、本学での取り組みを知ってもらうとともに、出席者の代表からの期待と激励の言葉を受けている（備付-7）。
- ②2年次に取り組む「事例研究」の成果を事例研究集録として発刊し、各実習施設に配布し、本学における学習成果を地域に公開している（備付-6）。
- ③平成26（2014）年から、本学と地域の福祉関連機関との「介護人財確保に向けての懇談会」を年1回開催し、本学の教育に関する理解や協力を得る貴重な機会となっている（備付-8）。ただし、令和3（2021）年度はCOVID-19の影響により実施できなかった。

本学が地域の要請にこたえ、将来も継続的・安定的に人材を輩出していくためには、地域のニーズを把握し、地域に「信頼され、期待される」人材の養成に努めること、さらには地域の人々に認知され信頼されるを目指していくことが必要である。

【区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、建学の精神及び教育理念に基づいて定め、また学科・専攻課程の学習成果は、学科の教育目標に基づき定め、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の評価に反映している。短期大学士課程として学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程の編成・実施に努めるとともに、国家資格を取得するための法令等に遺漏がないように教育を実践している。

学習成果の学内外への表明は、授業科目においては、履修ガイド（提出-4, 5）に授業概要、到達目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連性、評価の方法等を示し、ウェブサイト（提出-6）で公開している。学習成果については、客観的な指標に基づく成績の分布状況を公開し、また学校教育法の短期大学の規定に照らして、見直しの必要性を含め定期的に点検している。

学習成果を定期的に点検する機会としては、在学中は①各学期末における学生による授業評価アンケート「学習成果（到達度・満足度）」の結果、②学習成果の評価（GPA）の状況、③卒業予定者アンケートにおける学習成果の修得の結果、④授業評価アンケート結果の分析を踏まえた授業方法の改善等を目的とするFD研修会（年2回）を行っている。卒業時の学習成果としては、就職率、学位授与率、国家試験合格率、事例研究報告書などで評価しており、これらはウェブサイト、大学案内、冊子刊行などにより学内外に広く表明している。また、外部の評価として卒業生対象のアンケートを実施し、本学の教育における学習成果の獲得状況の把握に努めている（備付-11, 24, 25）。

[入学から卒業に至るまでの各時点・各レベルの学習成果の点検]

期	入学～在学中	卒業時	卒業後
学 習 成 果	授業評価アンケート	卒業前アンケート	卒業生アンケート
	毎学期・通算GPA状況	就職率*	
	国家試験対策学内模擬試験や全国共通テスト等の得点獲得の状況	介護福祉士国家試験対策講座アンケート	懇談会参加施設へのアンケート
	FD研修（授業方法改善）	国家試験合格率*	
	事例研究報告集*	卒業判定・学位授与率	

* 学外へ公表する学習成果

1. 介護福祉専攻

介護福祉専攻は、介護福祉士養成課程として厚生労働省が指定するカリキュラムが

大半を占めている。そのため教育課程においては、本学が定める教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と平成 29（2017）年 12 月に新しく提示された「求められる介護福祉士像」をも視野に入れた人材育成を目標とし、入学から卒業までに達成すべき学習成果は履修ガイド（提出-4,5）に、授業科目ごとの学習成果は Web シラバスに記載し、学内外へ公表している。

実習は、「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」、「介護実習Ⅳ」として、段階的に配置され、実習終了後には学生自身が自己評価を実施し、自身の学習成果を明らかにするとともに、到達目標の評価及び今後の課題の明確化に取り組んでいる。

「介護実習Ⅳ」においては、本学の学修の柱である施設実習の成果をまとめ、事例報告として発表している。事例研究作成・報告にあたっては、実習を担当した教員が指導・評価を行っている。その成果は教員及び在学生等が参加する事例研究発表会で発表し、質問・意見を通してさらに学びを深めることに繋がっている。

事例研究発表の内容は「事例研究集録」として冊子にし、教職員及び学外では実習施設等に配布している。

2. 子ども福祉専攻

子ども福祉専攻は、保育士養成課程として厚生労働省が指定するカリキュラムが大半を占めているが、本学の教育課程においては教育目標と育成する人材を踏まえて定めている。また、入学から卒業までに達成すべき学習成果を履修ガイドに定め、授業科目ごとの学習目標はシラバスに記載し、それらは学内外へ公表している。さらに、完成年度を迎える令和 4（2022）年度末には「保育内容の理解と方法Ⅱ（保育実技）・Ⅳ（表現・造形）」の授業での成果を発表し、学内外の関係者が見学できるように計画している。実習に関しては、事前事後指導の授業である「保育実習指導Ⅰ」、「福祉施設実習指導Ⅰ」、「保育実習指導Ⅱ」または「福祉施設実習指導Ⅱ」と段階別実施し、成果の向上に努めている。専攻の全教員は実習担当者として、学生全体への指導を担当する他、「実習巡回による指導」において学生の個別指導を行い、実習課題の設定や実習へのモチベーションを高めるための助言などを行っている。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準Ⅰ-B-3 の現状>

令和 3（2021）年度に福祉学科を再編（専攻分離）し、同年の 4 月 1 日から介護福祉専攻課程と子ども福祉専攻課程の 2 つの専攻を開設している。これに伴い、令和 2（2020）年度に自己点検・評価委員会が中心となり、3 つのポリシーの原案をそれぞれの方針に

関連付けて両専攻とも一体的に定め、これについて作成し、組織的な議論を重ね、教授会での審議を経て、最終的に学長の承認を得た。

教育目標及び養成する人材像は従来の内容を根幹としつつ、専攻ごとに、三つの方針を一体的に策定し教育課程を運営している。この三つの方針は、「教育目標、養成する人材」とあわせ、履修ガイド（提出-4,5）、大学案内（提出-8,9）、ウェブサイト（提出-6）などに掲載し、学内外に広く表明している。

教育活動については、三つの方針を踏まえて実施している。入試においては期待する学生像に加えて選抜方針をポリシーに即して詳細を示すように平成 29（2017）年度に改定を行い、方針に基づき実施している。また、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、福祉学科教育課程の全体像を示すカリキュラムツリーを作成し、令和 3（2021）年度の学生ガイドに明示している。カリキュラムツリーは短期大学士課程教育における本学の教育課程の特色と各専攻のカリキュラムとその進度、科目間のつながりを可視化し、学生の学びを促進するツールとしても期待される。よって、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）により一体的に関連付けることができている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と関連づけた学習成果の達成状況等の把握・検証はこれからの課題であり、令和 4（2022）年度は、教務委員会が中心にアセスメントポリシーの原案を作成し、組織的な議論を重ね、アセスメント・ポリシーの策定と具体的な指標の検討及び整備を行うことを目標とする。

「介護福祉専攻」の3つのポリシー

【アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）】

福祉マインドを持って社会・地域に貢献できる人材の育成を目指すため、次のような学生を求めている。

- 1 介護や福祉ビジネスの分野に関心を持って、専門的な知識と技術を身につけ、積極的にコミュニケーションを図り、地域社会への貢献を目指す人。
- 2 積極的に幅広い教養と社会人基礎力を身につけ、専門性を追求しようとする人。
- 3 豊かな感性を持ち、人間の尊厳を大切に人。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）】

教育理念に基づいて人間性豊かな人材を育成するため、以下の方針で教育課程を編成している。

- 1 理論に裏づけされた専門的な知識と技術の習得を重視し、問題解決能力を養うため、少人数制で授業を行う。
- 2 国際的視野に立った教養と社会人としての基本的なマナー、スキルを身につけ、福祉マインドを備えた心豊かな人材を育てる。
- 3 介護、福祉ビジネスに関する幅広い職業観を醸成し、多様な資格取得を可能とする科目を配置している。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

次のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生には、卒業と短期大学士の学位が認定される。

- 1 社会性を備えた豊かな人間性と教養を身につけ、専門的な領域を探究する姿勢を身につけている。
- 2 専門的な知識と技術を身につけ、社会・地域で活用できる応用能力と貢献できる資質を身につけている。
- 3 修得した知識と技術を活用し、課題の探究と問題解決能力、判断力、実践力、コミュニケーション能力を身につけている。

「子ども福祉専攻」3つのポリシー

【アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）】

福祉マインドを持って社会・地域に貢献できる人材の育成を目指すため、次のような学生を求めている。

- 1 施設や保育園の保育士をはじめ子どもの福祉の分野に関心を持って、専門的な知識と技術を身につけ、積極的にコミュニケーションを図り、地域社会への貢献を目指す人。
- 2 積極的に幅広い教養と社会人基礎力を身につけ、福祉の専門性を追求しようとする人。
- 3 豊かな感性を持ち、子どもの成長や子育て援助に関わろうとする人。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）】

教育理念に基づいて人間性豊かな人材を育成するため、以下の方針で教育課程を編成している。

- 1 福祉を包含する保育に関する専門的な知識と技術の修得を重視し、問題解決能力を養うため、少人数制で授業を行う。
- 2 国際的視野に立った教養と社会人としての基本的なマナー、スキルを身につけ、福祉マインドを備えた心豊かな人材を育てる。
- 3 保育、福祉及びビジネスに関する幅広い職業観も見据えた、多様な資格取得を可能とする科目を配置している。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

次のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生には、卒業と短期大学士の学位が認定される。

- 1 社会性を備えた豊かな人間性と教養を身につけ、専門的な領域を探究する姿勢を身につけている。
- 2 専門的な知識と技術を身につけ、社会・地域のニーズに対応できる応用能力と貢献できる資質を身につけている。
- 3 修得した知識と技術を活用し、課題の探究と問題解決能力、判断力、実践力、コミュニケーション能力を身につけている。

1. 介護福祉専攻課程

入学から卒業までに達成すべき学習成果を定め、履修ガイドにカリキュラムツリーを示している。

2. 子ども福祉専攻課程

子ども福祉専攻の三つの方針に基づいて、教員は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を理解したうえで授業の組み立てを行っている。また、全ての授業の関連性が明確になるように作成されたカリキュラムツリーと入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）について入学希望者に伝えている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学が地域・社会の要請に応え、将来も継続的・安定的に人材を輩出していくために、今後も地域との交流機会を定期的に設け、地域のニーズを把握し、地域に信頼され、期待される人材の養成に努めていくことが長期的な課題となる。ここ数年にわたり COVID-19 による様々な制限が続く中で、令和 3（2021）年度は地域との懇談会の中止を余儀なくされた。社会の情勢の変化に対応した「懇談会」の在り方を検討しつつ、大学が行う様々な教育活動に理解が得られているか、また地域の要請に応えているかどうかの点検を継続していくことが目標である。

福祉学科の改編により、令和 3（2021）年度に改定した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に関連づけた学習成果の達成状況等の把握・検証はこれからの課題である。令和 4（2022）年度は、教務委員会が中心となり組織的な議論を重ね、アセスメント・ポリシーの原案を作成し、学習成果を測定する体制を整備することを目標とする。

本学は令和 3（2021）年度に福祉学科を改編し、現在 2 つの専攻課程が設置されている。令和 4（2022）年度は、介護福祉専攻が介護福祉士養成課程新カリキュラムによる実施教育課程 2 年目になり、子ども福祉専攻も教育課程 2 年目を迎える。両専攻課程とも新しい教育課程による初めての卒業生を輩出する年度となる。従って、新しい教育課程の運営・実施の点検評価を行うことが課題となる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学は平成 24（2012）年度から、福祉学科の 1 学科として介護福祉士の養成を核とする福祉人材を養成し、地域における福祉人材ニーズに対応するべく教育効果も上げてきた。しかし、さらに広く地域の福祉ニーズに応え得る専門的知識と技術を有する人材の育成を図るため、既設の福祉学科教育課程を基に、広い教養と社会人基礎力修得のための教養科目を見直し、介護福祉士養成課程に加えて保育の専門職業教育を実践するため、保育士養成課程を設置することとした。そのため、令和 3（2021）年度から福祉学科を介護福祉専攻と子ども福祉専攻に専攻分離し、1 学科 2 専攻課程としてスタートした。学科及び専攻課程の教育目標及び 3 つのポリシーは、建学の精神と教育理念に基づいて作成し、それぞれの学習成果は教育目標に基づいて定めることができた。

本学園には併設する佐久大学看護学部と令和 3（2021）年度に開設した人間福祉学部があり、高齢者や障がい者、子どもの健康と心のケアや家庭支援などを中心に、福祉を包含する専門的知識・技術が学べる環境がある。加えて子ども福祉専攻では、年齢や発達段階を踏まえ、活動、生活等の体験の関わりの中で成長・発達のケアを総合的に学び、「ケア専門職」としての保育士を目指す教育課程を設置することができた。子ども

福祉専攻の専門科目の主な特長は次のとおりである。

- (1) 福祉・保育の理論を学ぶ科目をはじめ、様々な保育のプロによる保育実践に必須の技術や指導力を育む実践型の授業を開設した。
- (2) 一人ひとりの保育のニーズに対応した相談援助ができる力を養うための専門科目では、看護師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司等、様々な専門性を持った職種による実践的教育を実施する。
- (3) 乳児・幼児、病児・病後児、障がい児・障がい者への生活支援や成長への援助、また看護や介護、医療技術者など多職種連携を理解し、保健・医療・福祉の先進地である佐久のケア専門職と関わりながら学べる授業やフィールドワークを実践する。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 6 ウェブサイト「情報公開」https://www.saku.ac.jp/about/public_info/、
13 佐久大学信州短期大学部自己点検・評価委員会規程、
23 事業報告書〔令和3(2021)年度〕
- 提出資料-規程集 56 佐久大学信州短期大学部教授会運営規程
- 備付資料 5 佐久大学信州短期大学部自己点検・評価報告書、
9 連携協定校連絡協議会記録(令和3年度)
10 上田女子短期大学との教育懇談会資料(令和3年度)、
11 授業評価アンケート、14 保護者アンケート、
15 授業公開・参観に関する案内・アンケート用紙、
16 事業報告書〔令和3(2021)年度〕
24 卒業予定者アンケート、25 卒業生アンケート、
26 卒業生就職先アンケート

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価委員会規程(提出-13)は、学則第2条第2項の規定及び教授会運営規程第6条第2項に基づいて定められ、現在委員構成は規程によって学長が任命する教職員をもって組織されている。日常的には、教授会運営規程(提出-規程集56)による委員会体制のもと各所掌事項を踏まえて自己点検・評価を行い、毎月定例化して行う自己点検・評価委員会において問題提起や協議・報告等を実施している。

自己点検・評価報告書は、日常的な学科及び委員会活動等の自己点検・評価活動を基に、事業活動報告や課題・改善事項及び次年度実行計画・目標などについてまとめ、原則毎年作成し公表することとしている。作成した報告書は完成後に本学のウェブサイト(提出-6)に公開し、また学内教職員には冊子として配布して内容・成果を共有し、日常の点検・評価活動に活用している(備付-5)。

本学の委員会構成は、教員のみならず事務局職員も委員として選任されているため、日常的な自己点検・評価活動及び委員会、自己点検・評価報告書作成にあたっては全教

職員の関与が不可欠である。特に令和3(2021)年度報告書作成にあたっては事務局職員が主導し、全教職員が積極的に関与し作成している。

本学が教育連携協定を締結する高等学校教員とは連絡協議会(備付-9)において本学の活動について意見を聴取し、さらに地域の医療・保健・福祉関連事業者とは年に1回は懇談会を開催して参加する実務者から意見を聴取することによって、内部質保証に係る自己点検・評価活動に取り入れている。令和3(2021)年度はCOVID-19により、高校との連絡協議会は開催できたが地域の機関との事業や懇談会等は実地開催はできなかった。ただし、施設実習等の機会を通じて可能な限り点検評価に関する協議を実施することができた。令和2(2020)年度からは、上田女子短期大学と共催で実施する地域の高校との教育懇談会(備付-10)においても高等学校教員から意見聴取することができ、特に高等学校と短期大学間における継続的な教育の実践や、短期大学教育の役割などの観点で協議することができた。

各委員会による自己点検・評価活動報告や次年度への課題及び改善事項、及びそれらを受けて次年度への実行計画と目標を立て改革・改善に活用している。また、学園全体の事業計画に対する評価(提出-23)に際しても、その結果をもとに改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を査定するための方法として、定量的には「総合成績評価(GPA)」を導入して数値的に学習成果を計ることと、定性的評価を含める調査として学生の授業評価や満足度について毎学期授業評価アンケート調査(備付-11)を実施し、授業の点検、教員の指導方法などの改善等に努めている。また、教員が相互に情報を共有し教育方法の改善に努めるように、全教員の授業評価アンケート結果によるフィードバックやそれらを基に非常勤講師も含めて学内FD研修会の開催や授業公開・参観(備付-15)を実施し、全学的に授業改善に向けて取り組んでいる。令和3(2021)年度も専任教員のみならず、COVID-19の影響下において可能な限り非常勤講師とともにFD研修会において査定手法について協議し、専門教育間での関係と教養教育との関係を図るため、相互の教育内容・到達目標などを共有することができた。従来のアセスメントに加え、令和2(2020)年度に卒業生就職先アンケート(備付-26)、令和3(2021)年度には卒業生アンケート(備付-25)及び在学生の保護者アンケート(備付-14)を実施し、本学の教育の質の向上や教育及び学生支援体制の見直しに資するため活用した。以下に取り組み事項の目的と概略を示す。

(1) 「授業公開・参観」の実施

教員が授業の主体的な改善行動や新たな開発に資する目的で、教員相互に授業を公開し参観する機会を設定している。教員は自らの授業の進め方や工夫など教育の技術・指導方法の具体的な改善につながり、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）や教育目標を踏まえた授業の評価や、教養科目や専門教育科目間の関係などの点検にもつながる。

令和3（2021）年度は、保護者や連携協定校と近隣高等学校の教員及び生徒、実習施設職員など学外者にも公開し、本学の教育内容を広く理解いただくとともに、授業内容・指導方法等の改善・向上につなげるために授業公開・参観アンケートの提出を求めた。

(2) 「卒業予定者アンケート」

全課程を終了し卒業を目前にする学生から、在学中の学修・生活全般にわたる総合的な評価を得るために、学生生活を振り返るアンケートを実施している。卒業予定者から教育課程や学生支援体制などについて率直な意見や要望を聞き取ることで、教育改革・改善及び教育の質の向上と大学運営の改善に資する目的で実施している。

(3) 「卒業生アンケート」

本学の教育課程や学生支援等の改善や見直しに資することを目的に、卒業生に対し在学中に受けた教育課程や学生支援体制について、アンケート調査を実施している。令和2（2020）年度に卒後10年の451名に対して実施したが、回答率が4.9%にとどまったことにより、令和3（2021）年度に再実施することを決定した。令和3（2021）年9月に卒後5年以内の123名について実施し、37名から回答が得られ回答率は30%となった。卒業後、本学での学習成果をどのように評価しているか、また改善・見直すべき事項や要望等について意見を得ることができた。

(4) 「卒業生就職先アンケート」

令和3（2021）年1月に、教育内容や方法の改善及び教育課程の見直しに資することを目的に、卒後2年以内の卒業生の就職先である32の企業・医療・福祉関連機関に対して、卒業生及び本学の教育体制に関するアンケート調査を実施した。回答率は59%であった。それまで福祉関連施設について、教員が実習巡回等の機会に訪問する際や、学内で実施する懇談会において直接に聴取してきたが、記述による回答のため忌憚のないコメントも得ることができた。

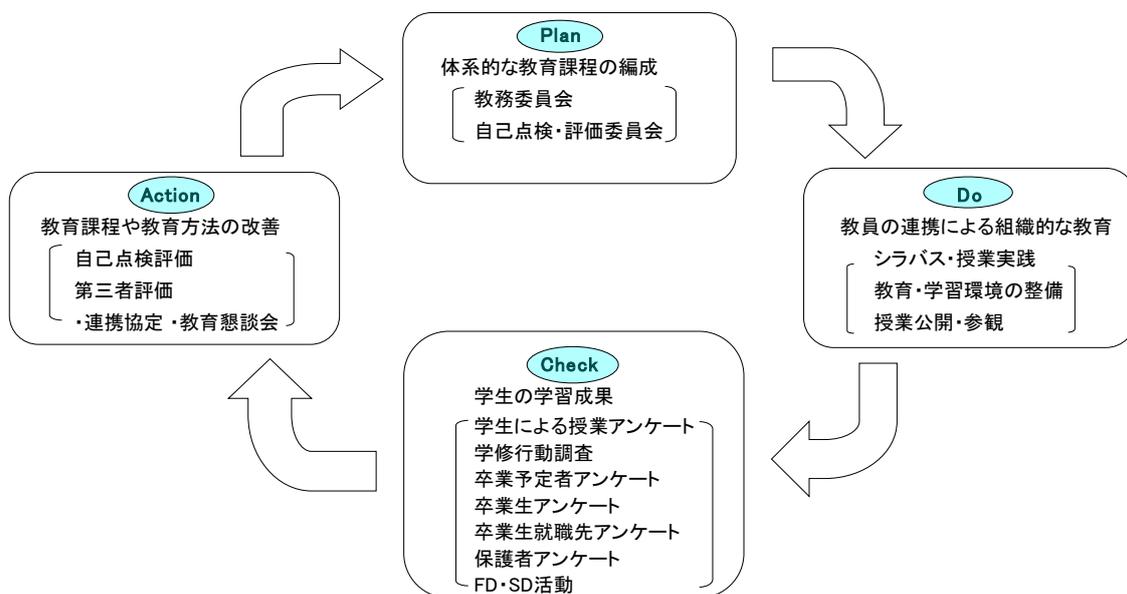
(5) 「保護者アンケート」

令和4（2022）年1月に、在学生の保護者が本学の教育、運営等について、学生を通して感じることや平素どのような感想を持ち、また何か意見や要望などがあるか聞き取り、それらを今後の大学の教育や運営の改善に活用したいと考え実施した。全学生68名中、回答率78%の53名の保護者から回答が得られた。本学の印象や教育課程・教育方法、情報提供などについて、ほぼ満足が得られていることがわかった。多くの保護者が最も関心を持っているのは就職に関する情報で、資格やスキルを身につけること、人生設計のための準備教育が求められていることがわかった。

こうした取り組みは、PDCAサイクルに基づき、教育の質の向上に努めようとするものである。本学が実施するPDCAサイクルは、次のとおりである。

〔PDCAサイクルの図〕

〔教学改善のためのPDCAの確立〕



①Plan（計画）

教育目標と育成する人材像を達成するために、それぞれの授業の到達目標と授業計画をシラバスに示し、学生は主体的に学修を進め学習成果をあげる。

②Do（実行）

学科の教育目標や各授業科目の到達目標を踏まえた授業計画に従って、効果的な授業を着実に実践していく。教員は相互に授業公開・参観の機会を経て授業改善や授業間の連係を図る。また、学生は主体的な学修時間を確保することと、教員は授業外時間において学生個々に対応した学習支援と資格・検定に挑む学生を支援する体制をつくる。

③Check（評価）

日常的には習熟度を点検しながら、各学期末に実施する定期試験の結果によって学生の学習成果を点検するとともに、教員相互の授業公開・参観の所見や学生による授業評価アンケート、学修行動調査、卒業予定者アンケート、卒業生アンケート、卒業生就職先アンケート等により、教員は授業の改善目標を立てる。また、教員の改善目標は学長に提出され、学長はその改善状況を次回の各種授業評価結果に照らして教員個々の改善取り組み状況进行评估する。さらに、これらを題材に学内FD研修を実施し、教員相互の教育活動の改善や効果的な授業の開発につなげる。

④Action（改善）

各種調査結果とFD研修やSD研修における点検・評価活動を通して、次年度に向けて改善策や活動目標・計画を立てる。

本学では教育の質保証のために、教職員は自己点検・評価を日常的に意識し取り組

んでいる。これをさらに活性化させるために、教職員はできる限り外部の資源を利用し、研修会に参加したりする機会を得るなど、自己研鑽を図るとともに学校教育法をはじめ短期大学設置基準等の関係法令や養成校の指定規則の変更などを遺漏なく周知・確認できるよう配慮し、法令を遵守するように促している。また、令和3(2021)年度から福祉学科が専攻分離されたことと、佐久大学に人間福祉学部が設置されたことに伴い、学園全体としてFD・SD活動体制が構築された。令和3(2021)年度は2回実施され、さらに質の保証に向けた取り組みが活性化できる体制となった。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

短期大学士としての学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づく教育の実践や専門職業人を養成する機関として、従来関係法令遵守を基本に適切な自己点検・評価体制と活動を行っているが、教職員個々の職務向上や教育効果の点検・評価をそれぞれが主体的に行っていくことが必要である。また、学習成果の査定方法としている卒業生を対象にしたアンケート調査が、平成26(2014)年度以降実施されていなかったが、令和3(2021)年度に実施することができた。この調査結果は継続的に分析し今後の内部質保証に向けて活用していく。その分析結果を基に本学の教育課程に関する実効性を検証することが必要であると考えます。

私立大学等経常費補助金の内、私立大学等改革総合支援事業について、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度はタイプ1の「特色ある教育の展開」を申請したが、結果はそれぞれ不選定であった。それまでの調査では同様のタイプ1「教育の質的転換」が採択されてきた。この2年の調査項目は従来までとは大きく変わり、先進的な教育の取り組み、高大接続、データ活用による教育展開や人材育成、IR構築に関する設問項目に関して、本学に該当しない事項が多く見受けられた。本学の教育の質保証を点検・評価していく上には、この特色ある教育の展開に関する項目を一つの指針として見直し検討していく必要がある。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神と教育理念を学生や教職員に理解され浸透させるために、学生にはオリエンテーションやガイダンス等の機会をとらえ、必ずスライド資料や学生ガイドを利用して説明するなど繰り返して理解を求めている。教職員にはFD研修やSD研修の機会に、3つのポリシーとともに点検評価や授業改善・向上に努めている。

平成27(2015)年度に見直した教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシ

一) と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、及び令和3(2021)年度からは、2専攻のそれらに沿った学習成果の点検は、毎学期終了時に実施するFD研修に全教員と非常勤教員及び職員の参加も得て、修学状況の把握や改善・見直しに向けた意見や情報交換、学生へのフィードバックについて研修を実施している。

学習成果に関するアンケートは、従来の学生による授業評価アンケートや学修行動調査に加え、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて「卒業生アンケート」、「卒業生就職先アンケート」及び「保護者アンケート」を実施した。現在、これらの集計結果を委員会ごとに分析し、全教員によるFD研修会において改善・向上に向けて具体的な方向性を共有していく過程である。

自己点検・評価活動への取り組みや評価方法として、より効果的な実施体制として自己点検・評価委員会に部会を設置したこともあったが、もとより少人数の教員組織のためそのメリットを生かして全教員によるFD研修等で行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1) 建学の精神及び教育理念を踏まえ、専攻分離によってさらに地域のニーズに応え得る人材養成を目指しているが、社会貢献活動などを通して地域との連携を図り、求められる人材を養成するために教育内容・方法を点検していく。

2) 専攻ごとの新たな3つのポリシーの運用について

それぞれの専攻課程の特性を生かしたポリシーになっているか、また三つの方針は相互に関連性をもっているか点検する。また専攻ごとの三つの方針や学習成果の見直しに合わせて「カリキュラムツリー」を点検する。

3) 教育内容の充実・安定化を図る

具体的な実行としては、教育目的、教育目標が学習成果の獲得を方向づけるものとなるように位置づけること、新カリキュラムに基づくアセスメント・ポリシーが機能して、学習評価を具体的に可視化すること、それに基づき授業改善を図る工夫することが目標となる。

4) 教育効果の点検・評価及び特色ある教育の展開

令和2(2020)年度から自己点検・評価のために各種アンケートを実施したが、それぞれ集計結果の分析を基に、継続的に学習成果の査定の手法を点検し見直していく。また、特色ある教育の展開として、先進的な教育の取り組みやデータ活用による教育展開や人材育成について検討していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6－基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料 1 学生ガイド 2020〔令和2(2020)年度〕、
2 学生ガイド 2021〔令和3(2021)年度〕、
3 学生ガイド 2022〔令和4(2022)年度〕、
4 履修ガイド 2020〔令和2(2020)年度〕、
5 履修ガイド 2021〔令和3(2021)年度〕、
9 大学案内 2022〔令和3(2021)年度〕、
10 ウェブシラバス(2022) <https://saku.cloud-syllabus.com/>
11 学生募集要項〔令和3(2021)年度入学者用〕、
12 学生募集要項〔令和4(2022)年度入学者用〕、
- 提出資料-規程集 53 佐久大学信州短期大学部学則
77 佐久大学信州短期大学部学位規程、
78 佐久大学信州短期大学部福祉学科履修規程
- 備付資料 11 授業評価アンケート、12 学生生活アンケート 13 学修行動調査、
15 授業公開・参観に関する案内・アンケート用紙、
18 C.S.S.(キャリア・サポート・セミナー)講座一覧、
19 資格取得一覧表 令和3(2021)年度、20 訪問講座アンケート、
21 介護福祉士学校指定規則の分類による授業科目表、
22 指定保育士養成施設指定基準による授業科目表、
23 介護福祉士の教育内容の見直しを踏まえた教授方法等に関する調査研究事業報告書「介護福祉士養成課程新カリキュラム教育方法の手引き」、
24 卒業予定者アンケート、25 卒業生アンケート、
26 卒業生就職先アンケート、32 介護福祉士国家試験対策講座、
33 介護福祉士国家試験対策アンケート調査結果、
37 GPA 分布表

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学の卒業の要件と学位の授与については、学則第7章「卒業及び学位の授与」の第27条（卒業）に卒業要件及び卒業認定について、第28条（学位の授与）に前条の規定によって卒業した者に、「学位規程」の定めるところにより短期大学士の学位を授与することが規定されている（提出-規程集 53,77）。この規定の下に、それぞれの学習成果に対応した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が示され、福祉学科において身につけるべき教養と専門的な知識・技術に関する卒業要件や、国家資格を主体に資格取得のための要件を明確に示している。基準Ⅰ-B-3に記述したとおり、令和3（2021）年度からの専攻分離によるポリシーの改定において、介護福祉専攻及び子ども福祉専攻ともに身につけるべき教養と専門的な知識・技術に関する卒業要件や、国家資格を主体に資格取得のための要件を明確に示している。

福祉学科では、学位授与のために規定する卒業資格取得要件と介護福祉士国家資格を取得するために規定する国家資格取得要件を区分して示している。これは、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき学問的に学習成果を修めることと、専門性の高い知識・技術のある職業人を育成することを示すもので、十分に社会的に通用性があると考えられる。専攻分離後の介護福祉専攻では、令和3（2021）年度からの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）においてもこれを継承し、子ども福祉専攻においても学位授与のために規定する卒業資格取得要件と、保育士国家資格を取得するために規定する資格取得要件を区分して示している。また、平成29（2017）年度以降、マレーシア、中国、台湾、スリランカから福祉学科で学ぶため留学生を受け入れ、日本の福祉や社会保障制度、佐久地域の医療・保健・福祉の知識と技術を修得し卒業している。令和元（2019）年度には2人の留学生が介護福祉士国家資格を取得し、ひとり介護福祉士として国内の高齢者施設に就職し、もうひとはさらに高い福祉の知識と福祉経営について学ぶため大学院に進学し現在も継続して学んでいる。令和2（2020）年度卒業生には留学生はいなかったが、令和3（2021）年度に卒業した台湾からの留学生2人は、入学時より施設の奨学金制度を利用するなど施設との連携を図り、卒業後はその高齢者施設に就職している。

留学生の国家試験合格率が日本人学生に比べて低いとされているが、現在までに本学に留学し国家試験を受験した留学生は全員が介護福祉士国家試験に合格し、資格を取得している。このことは本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、国際的にも通用性があることを裏付けるものであると考えられる。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、学内向けには年度当初のガイダンス等において、新年度の履修指導の配布資料として学生に配布・説明し（提出-4,5）、学外にはウェブサイト公表している。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をはじめ3つのポリシーは、学科の改組を繰り返す過程で常に点検・見直しを行っているが、平成27（2015）年度以降は福祉マインドを持った幅広い人材育成を目標に、通用性のある学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として改定している。令和3（2021）年度の改定においても同様に、福祉マインドを持って地域に貢献できる人材の養成という共通性の基に見直しを行った。介護福祉専攻及び子ども福祉専攻のポリシーは以下に示すとおりである。

[学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）]

<p>「介護福祉専攻」</p> <p>次のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生には、卒業と短期大学士の学位が認定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会性を備えた豊かな人間性と教養を身につけ、専門的な領域を探究する姿勢を身につけている。 2 専門的な知識と技術を身につけ、社会・地域で活用できる応用能力と貢献できる資質を身につけている。 3 修得した知識と技術を活用し、課題の探究と問題解決能力、判断力、実践力、コミュニケーション能力を身につけている。 	
<p>「子ども福祉専攻」</p> <p>次のような能力を身につけ、所定の単位を修得した学生には、卒業と短期大学士の学位が認定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会性を備えた豊かな人間性と教養を身につけ、専門的な領域を探究する姿勢を身につけている。 2 専門的な知識と技術を身につけ、社会・地域のニーズに対応できる応用能力と貢献できる資質を身につけている。 3 修得した知識と技術を活用し、課題の探究と問題解決能力、判断力、実践力、コミュニケーション能力を身につけている。 	

[介護福祉専攻]

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）にしたがって、以下の表のように卒業要件と国家試験受験資格取得要件及びその単位数を定めている。

介護福祉専攻	区分	必要単位数	
		卒業要件	国家試験受験資格取得要件
	教養科目	12 単位以上（必修 7 単位）	12 単位以上（必修 7 単位）
	専門科目	64 単位以上（必修 42 単位）	82 単位以上（必修 76 単位）
	計	76 単位以上	94 単位以上

[子ども福祉専攻]

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）にしたがって、以下の表のように卒業要件と国家資格要件及びその単位数を定めている。

子ども福祉専攻	区分	必要単位数	
		卒業要件	国家資格要件
	教養科目	12 単位以上（必修 7 単位）	12 単位以上（必修 9 単位）
	専門科目	64 単位以上（必修 33 単位）	71 単位以上（必修 53 単位）
	計	76 単位以上	83 単位以上

令和4（2022）年度は、子ども福祉専攻は保育士養成課程の完成年度を迎える。令和4（2022）年度に改めて、それぞれの3つのポリシーと学習成果を検証することとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、福祉学科の再編に伴い令和3（2021）年に専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを改定している。その方針に基づく二つの専攻の教育課程は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応して編成され、学習成果に対応した授業科目を配置している。専攻の教育課程は、短期大学設置基準及び養成する免許資格の指定規則・基準に則り編成され、豊かな人間性を涵養する教養科目と専攻に係る専門性を高める専門科目をそれぞれ体系的に編成するように努めた。授業科目の年次進行や科目間のつながりは、令和3（2021）年度からカリキュラムツリーとして示し、入学から卒業までの学習成果の積み上げと、カリキュラムの一体性と体系性が一望できるように工夫し、履修ガイド（提出-4,5）に掲載し公開している。また、授業科目にナンバリングを付して、科目の分野や履修順序の明確化に努めている。

その他、教養科目を中心に本学の教育課程を特徴づける授業の構成として、進路選択に柔軟に対応できるように、卒業資格取得要件と国家資格取得要件を区別して、授業科目表に明示している。

単位の実質化や履修単位の上限については、履修ガイドに履修登録の制限（CAP制）

として示し、適正な履修指導を行っている。1年間に履修できる単位の上限は、履修ガイドへの記載と各学期ガイダンスにおいて学生に周知するとともに、クラス担当教員と教務課にて個別相談を行っている。ただし、GPA2.0以上を取得している場合は、その上限を超えて履修できるよう、制限の弾力化を図っている。このことについては、令和4（2022）年度から「履修規程」（提出-規程集 79）を策定し施行することとした。

[1年間の履修登録総単位数の上限]

1年次	58単位	2年次	46単位
-----	------	-----	------

成績はシラバス（提出-4, 5, 10）の評価方法に準じて量的・質的データとして測定し、素点を5段階（S・A・B・C・D）で評価している。合格はS・A・B・C、不合格はD評価となる。成績評価については、教員が責任を持って厳格に実施している。また平成25（2013）年度入学生より、GPA制度を導入し、単に科目を合格か否かにとどまらず、総合的な成績評価を行っている。このGPA制度については、履修ガイドに適用目的や対象科目、算出方法等を示し学生に周知している。また各学期のGPAと通算GPA、平均GPAと順位などは、毎学期の定期試験後に成績通知書に掲載し学生に通知している。

[素点による評価]

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

[成績評価に対するGP]

判定	合格				不合格	認定不可
評価	S	A	B	C	D	F
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

シラバスは従来「履修ガイド」に掲載してきたが、本学が令和4（2022）年度からクラウド型シラバスシステムを導入することにより、佐久大学と共通のシラバス項目を令和3（2021）年度に作成し、記述の統一化を図った。項目は、科目区分、開講学期、授業の概要、到達目標、授業計画、授業の方法、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連、テキスト参考書、成績評価の方法・基準、科目担当者の実務経験や関連資格、授業時間外学修、オフィスアワー、履修上の留意事項などであり、授業科目担当者が作成し、その記載内容は教務委員が点検している。シラバスはウェブサイト上で閲覧できるよう電子化し、学生が携帯するスマートフォンに合わせて最適表示、検索機能も充実し、その利便性が格段に向上すると考えられる。シラバスが学生の学びを促進するツールとしての更なる活用が期待される。

学科・専攻の教育課程の見直しは、福祉マインドをもった幅広い職業観を醸成する教育課程の検討を目的に、専攻及び委員会において、定期的に検討・見直しを行っている。令和3（2021）年度には福祉学科（専攻分離）の改編により、カリキュラム編

成の検討を行う際に並行して「3つのポリシー」の見直しを行い、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて授業科目の編成を行っている。

その他、教育課程の編成の特色として、介護・保育・福祉ビジネス分野にわたる専門科目として「ヒューマンケア概論」、「多職種連携論」の2科目を新たに配置し「ヒューマンケアの佐久大学」の実体化を目指す取り組みを始めている。

改定された教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とともに、新学期に学生に配布する「履修ガイド」に掲載し、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンス等において説明し周知している。なお、令和4（2022）年度からは、「学生ガイド」に掲載することとした。

〔教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）〕

「介護福祉専攻」

教育理念に基づいて人間性豊かな人材を育成するため、以下の方針で教育課程を編成している。

- 1 理論に裏づけされた専門的な知識と技術の習得を重視し、問題解決能力を養うため、少人数制で授業を行う。
- 2 国際的視野に立った教養と社会人としての基本的なマナー、スキルを身につけ、福祉マインドを備えた心豊かな人材を育てる。
- 3 介護、福祉ビジネスに関する幅広い職業観を醸成し、多様な資格取得を可能とする科目を配置している。

「子ども福祉専攻」

教育理念に基づいて人間性豊かな人材を育成するため、以下の方針で教育課程を編成している。

- 1 福祉を包含する保育に関する専門的な知識と技術の修得を重視し、問題解決能力を養うため、少人数制で授業を行う。
- 2 国際的視野に立った教養と社会人としての基本的なマナー、スキルを身につけ、福祉マインドを備えた心豊かな人材を育てる。
- 3 保育、福祉及びビジネスに関する幅広い職業観も見据えた、多様な資格取得を可能とする科目を配置している。

1. 介護福祉専攻

介護福祉士養成課程においては、令和3（2021）年度より新カリキュラムでの教育となったことから、新カリキュラム編成を行う上で「介護福祉士養成課程 新カリキュラム教育方法の手引き」（備付-23）を参考として内容の検討を行うとともに、本学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき編成された内容についても確認を行いながら改訂を行った。

令和3（2021）年度新カリキュラム編成においては、新たに「人間と社会（人間関係とコミュニケーション）」領域に関わる必要時間数が改定されたことから、本学では「多

職種連携論」を必修科目とした。専門科目は下記に示した「求められる介護福祉士像」（平成 29（2017）年 10 月）に則った介護人材の育成を目標に体系的に編成するように努め、科目担当者は的確な資格と業績を基に適切な教員を配置している。

[求められる介護福祉士像（平成 29（2017）年 12 月の福祉人材確保専門員会報告書）]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 尊厳と自立を支えるケアを実践する② 専門職として自律的に介護過程の展開ができる③ 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる④ 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる⑤ QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる⑥ 地域の中で、施設・在宅にかかわらず本人が望む生活を支えることができる⑦ 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する⑧ 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや的確な記録・記述できる⑨ 制度を理解しつつ地域や社会のニーズに対応できる⑩ 介護職の中で中核的な役割を担う高い倫理性の保持 |
|--|

2. 子ども福祉専攻

保育士養成課程は、令和 4（2022）年度より開設し、本学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づきカリキュラム編成を行い実施している。

教養科目及び専門科目は、福祉マインドを備えた保育士育成を目標に体系的に編成するように努め、科目担当者は的確な資格と業績を基に適切な教員を配置している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養科目は、短期大学設置基準ならびに養成課程の指定規則等に則り、2つの専攻課程に共通した基盤教育として編成している。

教養科目は教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を基に、幅広く深い教養を培い国際的視野に立った教養と社会人としての基本的なマナー、スキルを身につけ、福祉マインドを備えた心豊かな人材を育てることを目標に、基礎教養、一般教養及び資格教養の 3 区分から構成している。また、初年次教育及び大学での学び方と

して位置づける導入科目、福祉（介護・保育）分野の専門教育へのステップとして関連する科目、さらに福祉マインドを持った幅広い職業観を醸成する目的の科目として教養科目を1年次から2年次まで配置している。卒業直前の2月には本学で修得した教養科目・専門科目の学習成果と職業教育の架け橋となることを目的に「卒業前講座」を開講し、実学としての福祉を意識づけるとともに、地域の人々の健康・介護に貢献する職業人力の向上を目指している。過去3年間に開講した講座は下記のとおりである。

【卒業前講座のテーマ】

開講年度	講座名	講師
令和元（2019）年度	足育	看護学部教授
令和2（2020）年度	卒業生へのエール	佐久学園理事長
令和3（2021）年度	災害時の避難所運営	看護学部准教授

教養教育の効果の測定・評価は、「テーマ基準 I-B 教育の効果. <区分基準 I B-2 の現状>の項で示したとおり実施している。また、授業においてはそれぞれ科目担当者が実施する評価項目によって点検・評価を実施し、学生の学習成果の獲得状況や専門科目への接続状況などによって、改善・向上に取り組んでいる。さらに教養科目に該当したり関連したりする検定受験や資格称号取得状況によって、効果の測定や改善・向上に取り組んでいる。

1. 介護福祉専攻

介護福祉士養成課程として「介護福祉士学校指定規則」を核としてカリキュラムが構成されている。また、福祉マインドを備えた人材となることを目的として、福祉の基本理念と基礎的知識については1年次前期で学び、その後学習の段階に応じて、より専門的な知識を得ることが可能となるようカリキュラムの編成を行っている。その内容は履修ガイドに示し学生に周知している。教養科目には専門科目と関連する科目があることから、教育の効果として授業評価アンケートでの回答内容及び非常勤講師も参加するFD研修での教員間の情報共有、意見交換等を行い、教養科目と専門科目との関連について検討を行っている。

2. 子ども福祉専攻

保育者は養護・教育・福祉に関わる職業である。特に、本学では福祉領域に関心のある学生が多く学んでいる。そのために保育士資格取得のための必修科目に、指定されている教養科目に加え、福祉マインドを備えた心豊かな人材を育てることを目標に、教養科目においても福祉系の科目である「福祉工学」や「福祉情報技術」などを配置している。専門科目においても多くの福祉系科目を配置し、総合的に福祉を学ぶと同時に教養科目で身に付けた知識や総合的な判断力を活かせるように関連付けている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は、短期大学設置基準に則り、福祉マインドを持った幅広い職業観を醸成するため、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育を実施している。教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として示す、福祉ケア、福祉ビジネスに関する幅広い職業観を醸成し、多様な資格取得を可能とする科目を配置する目的において、特に教養科目にビジネスマナー知識と技術、キャリアデザインの確立を図る科目を必修としている。

専門科目は、専攻ごとに専門職知識・技術の修得の過程を明確に示し、1年次から教養科目と並んで、専門科目を開講している。令和3（2021）年度からは、福祉学科の改編により、各専攻の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に照らし備えるべき能力の育成を視野に、授業科目の段階性・発展性をより明確にすべく、専攻ごとの基礎科目（基幹科目）、専攻に係る専門科目（展開科目）、領域の専門的知識を発展する科目（発展科目）、国家資格要件に係る科目（資格科目）に分けて展開している。

これらの授業科目は2年間にわたり各学期に配当され、体系的に学修できるように教育課程を編成し、履修ガイドとシラバス等（提出-4, 5, 10）に実施体制を明示している。卒業要件、国家資格取得要件に係る授業科目には必修・選択・自由の区別を授業科目表に表記し、必要な授業科目の精選と学修計画を立案し履修できるようにしている。

職業教育の効果の測定・評価については、それぞれ科目担当者が実施する評価項目によって点検・評価を実施し、また学習成果の獲得については、GPA値の状況、内定状況や介護福祉士国家試験合格率等により判定し、授業評価アンケート・卒業予定者アンケート・国家試験対策アンケートなど学生による評価・改善要望等によって改善・見直しに取り組んでいる（備付-11, 24, 33）。

1. 介護福祉専攻

職業教育の効果の測定・評価として、福祉・介護現場で専門職としての役割を果たすため、介護福祉士国家資格取得を目指し国家試験受験対策講座を開講している（備付-33）。開講方法として学習支援システム「manaba」を用いた自己学習支援を計画するとともに、国家試験前には教員による集中講座及び個別指導を実施している。国家試験の合格率は、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度ともに100%を達成し、職業教育としての取り組みの成果が現れている。

また令和3（2021）年度は、職業教育に関連するC.S.S.（キャリア・サポート・セミナー）（備付-18）に4名の学生が参加し、団体認定の認知症ケア准専門士は2名が、

簿記検定 3 級の資格試験は 1 名が合格した。さらに資格称号認定の上級秘書士（メディカル秘書）は 4 名が取得した（備付-19）。社会福祉主事任用資格の授業科目は全員が履修しており、医療・福祉に関連する技能を広く修得している。以下に資格・検定の合格または取得者を表に示す。

〔令和 3 年度 資格・検定取得等結果一覧表〕

資格・検定名称	級	合格又は取得者数
秘書検定	2 級	1 名
簿記検定	3 級	1 名
認知症ケア准専門士	-	2 名
合 計		4 名

2. 子ども福祉専攻

子ども福祉専攻では、保育士養成という職業教育を主たる教育目的としており、保育者になるために「ビジネスマナー」や「修学基礎 I・II」などの教養科目を通じ、保育者になるために必要なマナーや読み書きの基礎力の向上を図っている。また、保育士は福祉領域の資格であり、卒業後に施設保育士を目指す学生もいることから、「福祉工学」や「福祉情報技術」「アクティビティ・ケア」を教養科目として配置し、幅広い福祉の教養を身に付けられるように機会を提供している。職業教育の効果については、令和 4（2022）年度に完成年度を迎えるため、卒業生を輩出した後に効果測定を実施する予定である。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学受入れの方法は、入学受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者の選抜において、高校段階で習得した成果の評価方法については、募集要項（提出-11, 12）に入試区分ごとに示している。その学習成果の把握と評価は、各入学試験に際して提出する出願書類の調査書と、推薦入試においては記述式問題と面接試験を点数化して表し、一般入試においては筆記試験と面接試験の結果を点数化して判定している。

本学では、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて、入学試験を実施している。入学者選抜の方法は学生募集要項で示し、受験生には本学の建学の精神、教育理念、教育目標及び入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を明示している。入学試験の区分は、高大接続の観点により、選抜基準を多様に準備している。総合型選抜入試（対話型、自己推薦型）、学校推薦型選抜入試（特別奨学生：学業成績優秀者・スポーツ成績優秀者、指定校 A、B、公募制 A、B）、一般選抜入試（前期・後期）、大学入学共通テスト利用入試、社会人入試、帰国子女入試を実施した。留学生入試については、平成 28（2016）年 11 月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が成立し、「在留資格『介護』の創設」に伴い、介護福祉士国家資格取得を目指す留学生の入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）や選抜方法について検討を行い、留学生の人材育成にも対応している。留学生の学修に当たり、必要な日本語能力を確保するため、日本語検定試験 N2 を条件とし、すでに取得している者についてはオンライン面接を実施することで受験者の費用負担も軽減している。

国家資格である介護福祉士と保育士資格の取得を目的とし、自ら考え能動的に学ぶ態度を身につけ、知識・技術を習得し、社会に貢献しようとする意欲的な学生の受け入れを目指すため、大学入学共通テスト利用入試以外の入試において、面接を重視して入学者選抜を行っている。

国の政策でもある「離職者訓練委託制度」の運用に伴い、長野県佐久技術専門校と協力して、離職者の入学による介護人材確保に伴い、社会人入学希望者を対象にした入学試験では書類審査や面接等による適切な選抜に努めている。

授業料やその他入学に必要な経費については、ウェブサイトや大学案内に明示し、更にはオープンキャンパスに参加した際に設けている個別相談でも必要に応じてアドミッション・オフィス（入試広報課）の担当者が説明できるよう整備し対応している。また、COVID-19 感染予防対策として WEB 大学説明会を毎週開催し、希望する学生の受験問い合わせに対応ができる体制を整えている。

また、本学では先述のとおり、3つのポリシーの改定を行い、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）についても、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に対応した内容に改めた。以下にそれを示す。

[入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）]

【期待する学生像】

福祉に関わる専門職の養成を核とし、福祉マインドをもって広い教養と豊かな人間性を備えた、社会・地域に貢献しうる有為な人材を育成することを目指す

め、入学者受入れの方針を各専攻に定めた。

「介護福祉専攻」

- 1) 介護や福祉ビジネスの分野に関心を持って、専門的な知識と技術を身につけ、積極的にコミュニケーションを図り、地域社会への貢献を目指す人。
- 2) 積極的に幅広い教養と社会人基礎力を身につけ、専門性を追求しようとする人。
- 3) 豊かな感性を持ち、人間の尊厳を大切にする人。

「子ども福祉専攻」

- 1) 施設や保育園の保育士をはじめ子どもの福祉の分野に関心を持って、専門的な知識と技術を身につけ、積極的にコミュニケーションを図り、地域社会への貢献を目指す人。
- 2) 積極的に幅広い教養と社会人基礎力を身につけ、福祉の専門性を追求しようとする人。
- 3) 豊かな感性を持ち、子どもの成長や子育て援助に関わろうとする人。

【習得しておくべき能力】

本学の教育課程を修了するために、次に掲げる知識・能力等をそなえた人を求めます。

- 1) 知識及び技能
「読み」「書き」「伝える」能力を中心に高等学校卒業相当の基礎的な知識を有している。
- 2) 思考力・判断力・表現力
物事を多面的かつ論理的に観察することができ、自分の考えを的確に表現し、伝えることができる。
- 3) 主体的に協働する態度
社会問題等に関心を持ち、その解決に向けて主体的に他者と協働する能力・態度を有している。

【入学者選抜の基本方針】

本学福祉学科では、求められる知識や能力等を総合的に判断するため、以下のような選抜方法を実施します。

- 1) 総合型選抜入試
高等学校での学習状況や活動状況、本学における学習意欲や思考力・表現力等について、エントリーシート、課題提出及び複数回の面談を実施して総合的に評価します。
- 2) 学校推薦型入試
高等学校での学習状況や活動状況を提出書類によって評価し、学習意欲や思考力・表現力等を記述又は論述試験及び面接試験によって総合的に判断し選抜します。
- 3) 一般選抜入試
高等学校での学習状況を筆記試験及び提出書類によって判定・評価し、学習意欲や思考力・表現力等を面接試験によって評価し、総合的に判断し選抜します。
- 4) センター試験利用選抜入試
大学入試センター試験の利用により、高等学校での基礎学力を評価し選抜します。
- 5) 社会人入試
明確な目的意識と学習意欲が高く、入学後の学習に支障がない基礎学力を有しているか、提出書類及び面接試験によって総合的に判断し選抜します。

6) 帰国子女入試

修学に差し支えない日本語能力及び基礎学力を有しているか、成績証明書等の提出書類及び面接試験によって総合的に判断し選抜します。

7) 私費外国人留学生入試

定められた教育を外国で受けて、修学に差し支えない日本語能力を有する外国人を対象としています。日本留学試験、日本語能力試験又は本学が実施する日本語試験及び面接試験によって、本学での学習意欲を総合的に判断し選抜します。

COVID-19の影響により、従来の高校訪問や対面型の大学説明会等が規制されることもあったが、教育連携協定校や他の高校へ許される限りの訪問を重ね、受験者の動向や受験方法についての意見も聴取し、学内の募集対策広報委員会を中心に受入れ方針の定期的点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

福祉学科では、建学の精神と教育理念及び教育目標に基づいて教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を示している。学習成果として最終的に短期大学士の学位と介護福祉専攻課程においては介護福祉士の国家資格の取得を、子ども福祉専攻課程においては保育士を取得し、福祉マインドを持った職業人の育成を目指している。カリキュラムは、教養科目と専門科目を学年進行と修学状況を踏まえて体系的に編成し、シラバスには到達目標と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)との関連を示すなど、それぞれの段階における学習成果や資格取得に向けた学習成果に具体性を明示している。

それぞれの授業では、学習成果を一定期間内に獲得することを前提に到達目標を定め、授業計画にそって授業を進めている。教養科目と専門科目の学習成果には、最終的に取得を目指す国家資格だけではなく、それぞれの授業科目に資格・検定取得など目標設定を明記している。外部機関による資格や検定を目標とすることで、社会人基礎力として具体的な明示や学習への動機づけとなり、授業の成果として自ら知識・技術の修得度を測ることができる。学習によって得られた知識・技術は、卒業後の職業選択に対する視野を広めることにもつながっている。

講義科目及び演習科目の学習成果の到達度については、専門科目担当教員間での共通認識とそれぞれの担当者による評価基準に基づき、定期試験又は課題レポート、実技試験等によって評価している。全ての授業科目について不合格者に対しては、再試験を実施するなど、目標達成に向けて指導体制を厚くし、最終的に全員が確実な技術修得ができるようサポートしている。教養科目、専門科目共に定める評価基準に基づ

いて、学生の理解度を測りながら進めることで、学習成果は測定可能であり、一定期間内に獲得できるように示している。

1. 介護福祉専攻

介護福祉専攻として「介護福祉士学校指定規則」に則り開講している科目に対して、修業年限内で獲得可能となるようカリキュラムの編成を行っている。特に「医療的ケア」においては演習・評価が規定されている関係から、集中して演習・評価が可能となるよう教務日程の調整を行い実施している。その他講義・演習・実習科目についても、学内行事等を踏まえ、教務委員会で検討を行い教授会承認をもって実施するなど、一定期間で学習成果の獲得が可能となるよう編成している。また施設実習についても、COVID-19の影響が最小限となるようリスクを想定し対応することで、修業期間内での学習成果を得ることができている。学習成果の測定に関しては教務日程で定めた定期試験内で評価及び最終的には介護福祉士国家試験の合格によって測定可能である。

2. 子ども福祉専攻

子ども福祉専攻は、令和3年（2021）年度に開設しているため、完成年度の令和4（2022）年度に専攻課程としての学習成果の点検・評価を実施していく。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

福祉学科の学習成果の獲得状況は、量的・質的データを用いて、獲得状況を測定する仕組みをもっている。学習成果を学期ごとに、学生の単位取得状況や学期・通算のGPA、平均GPAの状況を作表し（備付-37）、全体と個々の学習状況を教務委員会・教授会などで確認している。成績については5段階（S・A・B・C・D）で評価し、合格はS・A・B・C、不合格はD評価、試験欠席などで認定できない場合はF評価となる。また、GPAを示し、学生が学習成果に対してどの程度のレベルで単位を修得したかわかるように数値化して表している。これらの結果は、学生全員に毎学期の定期試験後に成績通知書によって通知される。また1年修了時には、学生・保護者面談を実施し、成績通知書をもって説明しており、GPAは、学生が主体的に学修を進めていくための指標として活用されている。

学習状況等の調査として、学生の回答により毎学期に科目ごとに行う「授業評価アンケート調査」（備付-11）、毎学期終了時に行う「学修行動調査」（備付-13）や、「学

生生活アンケート調査」(備付-12)、卒業前に行う「卒業予定者アンケート」(備付-24)「国家試験対策に関するアンケート調査」(備付-33)など多様な測定方法で、学習成果の獲得状況を総合的に把握することに努めている。また、卒業要件単位の取得による学位取得、介護福祉士国家資格取得などによる学習成果や大学編入状況については、ウェブサイトに公表している。

介護福祉専攻では、介護福祉士国家試験受験希望について1年次授業終了後の学期末に保護者を含めた面談を実施し意向を聴取している。令和3(2021)年度に介護福祉士資格取得を希望しなかった学生は2名であった。令和3(2021)年度介護福祉士国家試験を受験し国家資格を取得した学生は22名で合格率は100%であった。国家試験合格発表後、受験した学生に対し国家試験対策に関するアンケート調査を行い、その結果を教員間で共有するとともに、介護福祉専攻教員内で振り返りを行うなど次年度に向けた検討内容として活用している。

介護福祉士国家試験合格率についてはウェブサイトに公表するとともに、学内教職員及び在学生にも学内掲示により公表している。

令和3(2021)年度就職率は100%で、その内容は次年度の大学案内やウェブサイトに公表している。また、令和3(2021)年度に大学に編入した学生はなかった。その大きな理由は、令和3(2021)年4月に開設した併設校の佐久大学人間福祉学部への編入を希望するため、1年を待って令和5(2023)年の編入学を目指す学生がいるためである。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学では、従来介護福祉の実習施設への依頼や実習巡回時などの際に、卒業生の進路先でもある施設において施設長や実習指導者と面談を行い、卒業生の就業状況や本学における知識や技術の修得度などに関する評価を聴取してきた。また、令和3(2021)年度はCOVID-19の影響により実施できなかったが、それまで毎年開催してきた地域の介護保険事業者及び本学の実習施設との「介護人財確保に向けての懇談会」において、本学卒業生が在職する施設等から卒業生の就業状況や修得した知識や技術について意見や要望、提案などを聴取している。令和2(2020)年度以降は、COVID-19の影響により対面による懇談会の開催や訪問による聞き取りが難しくなり、また卒業生からも直接聞き取るなどの機会は大幅に減少した。そうした状況から本学は学習成果の査定の方法として実施を計画した各種アンケート調査のうち、令和2(2020)年度に卒業生の就職先アンケートを実施した(備付-26)。調査項目として、卒業生の教育内容の修得度や身につけておくべき能力などについて、卒業生の評価として聴取した。

聴取した結果については、教育内容や教育方法などの改善・向上のためのFD研修に

において学習成果の点検に活用し、また教務委員会での教育課程の見直しや専攻課程において授業科目間での連携などにも活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学は、令和3（2021）年度に開設した佐久大学人間福祉学部の構想とともに福祉学科を介護福祉専攻と子ども福祉専攻に分離し、従来の介護福祉士養成と新たに保育士養成課程が設置され、新しい教育課程を策定し、令和4（2022）年度が新カリキュラムの導入の完成時となる。これらを踏まえ、教育課程の見直しと教育内容の充実を図ることが課題である。

＜基準Ⅱ-A-2の課題＞

令和3年（2021）年度から改定実施した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた専門科目及び教養科目が設置されているか、本学の教育目標や目的を的確に達成でき、また実質的な教育効果をもたらしているか、さらに各専攻の指定規則・基準に沿った新カリキュラムの目的にそった学習成果が得られているか、継続的に適切に点検・評価を行っていくことが必要である。得られた結果は学科、専攻課程、科目担当間で評価できるような体制整備についても検討を進め、教育の充実を図る。

介護福祉専攻では、令和3年（2021）年度から新たな介護福祉士養成施設カリキュラムに基づく授業が開講されている。カリキュラム評価をもとに新カリキュラムの適切な運用を進めていく。また新カリキュラム導入後の学生による「授業評価アンケート」などの結果をもとに、科目の到達目標や目的を的確に達成し、また実質的な教育効果をもたらしているか、さらに新カリキュラムの目的に沿った学習成果が得られているか、継続的に点検・評価を実施する。

子ども福祉専攻は、令和3（2021）年4月に開設し、実習・演習科目がCOVID-19による感染拡大のため、日程変更が余儀なくされた。教育課程はもとよりCOVID-19による教育課程への影響や学習成果の評価を行っていく。

＜基準Ⅱ-A-3の課題＞

介護福祉専攻は、令和3（2021）年度より新カリキュラムで教育を行い、令和4（2022）年度に完成年度を迎えることから、本学のカリキュラム編成が介護福祉士養成課程として適切であったか、またカリキュラム内容と編成は教養教育と専門教育と有機的な連携を図ることができていたのか等、検討を行うことが求められる。

子ども福祉専攻は、令和4（2022）年度に完成年度を迎えることから、保育士養成課程としてのカリキュラム内容・編成が適切であったか、教養科目と専門科目の関連付けや連携を適切に図ることができていたかを点検する。

＜基準Ⅱ-A-4の課題＞

介護福祉専攻は、福祉分野で広く活躍できる専門職人材の育成を目的として教育を行っており、その効果については「介護人財確保に向けての懇談会」で地域の福祉施設

関係者等に対するアンケート調査を行うなど取り組みを行っているが、特に、令和 3（2021）年度は COVID-19 により実施できず、卒業後の学生の活躍状況についての把握が不十分な状況である。また、卒業生アンケートや就職先アンケート結果を基に、本学での教育が卒業後の職業教育として不足がないか検討を行っていく。

子ども福祉専攻は、令和 4（2022）年度に完成年度を迎えるため、保育士養成課程として職業教育の効果測定の方法や、保育士の現場での活躍状況などについて把握していく必要がある。

<基準Ⅱ-A-6の課題>

介護福祉士養成課程で必修科目となる施設実習に関しては、今後も COVID-19 による影響が懸念されるため、今後も学内演習を視野にさらなる検討・対応を行い学習成果を得ることが可能となるよう実施することが必要である。

<基準Ⅱ-A-7の課題>

介護福祉専攻では、介護福祉士国家試験対策として模擬試験や集中講座を行っているが、早期から国家試験に向けた意識を持つことが可能となるよう、授業の GPA や専門領域ごとの習熟度を点検していくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 実行計画>

- 1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応し改定した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく二つの専攻の教育課程が、本学の長を示し、実質的な教育効果をもたらしているのか検証していくことが必要である。教育課程の編成・実施の評価にあたっては、学科、専攻課程、科目担当間で評価を実施し、教育内容の充実に向けた体制を整備する。
- 2) 遠隔授業など教育方法の開発及び教育教材の共有保管の体制整備を図る。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

令和 2（2020）年初頭より我が国に拡大した COVID-19 は、本学の教育現場の運営に様々な影響をもたらした。福祉学科の職業教育は講義・演習・実技・実習で構成されているが、特に実習においては施設からの実習受け入れ辞退や実習受け入れ時期の見合わせが相次ぎ、実習計画の再編が急務となった。このような状況下で、施設と調整を繰り返し、実習の開講時期の変更や、一部の実習を演習に振り替える等の対応をしてきた。学内演習に振り替えた実習科目では、実習施設と遠隔でつなぎ、施設サービスの内容や対象者の状況をリアルタイムに知ることができたことによって、学生の授業の振り返り評価では、演習内容への関心や学習意欲が高く維持され、満足度も高かった。こうした遠隔授業の実施体験は、今後の教育方法の改善や開発に役立てることが可能となった。また、遠隔授業や学内演習のために作成した教材は、教材のポートフォリオ化を促進する材料となっている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 2 学生ガイド 2021〔令和3(2021)年度〕、
 3 学生ガイド 2022〔令和4(2022)年度〕、
 5 履修ガイド 2021〔令和3(2021)年度〕、
 6 ウェブサイト「情報公開」https://www.saku.ac.jp/about/public_info/、
 8 大学案内 2021〔令和2(2020)年度〕、
 12 学生募集要項(令和4(2022)年度入学者用)
 14 入学願書(令和4(2022)年度入学者用)
- 提出資料-規程集 70 佐久大学信州短期大学部奨学生規程
 71 佐久大学信州短期大学部経済支援特別奨学生規程
 72 経済支援特別奨学生の選考に関する内規
 73 佐久大学信州短期大学部学費の納入に関する内規
 74 佐久大学信州短期大学部外国人学費減免奨学生規程
 77 佐久大学信州短期大学部長期履修規程
- 備付資料 11 授業評価アンケート、12 学生生活アンケート、
 15 授業公開・参観に関する案内・アンケート用紙、
 24 卒業予定者アンケート、
 25 卒業生アンケート、26 卒業生就職先アンケート、
 27 入学前学習の案内、28 新入生オリエンテーション資料、
 29 在学生ガイダンス資料、30 学生記録表、31 進路登録カード、
 32 介護福祉士国家試験対策講座、
 33 介護福祉士国家試験対策アンケート調査結果、
 34 保健室利用状況一覧、
 35 カウンセリング実施状況一覧、36 学生相談窓口について、
 37 GPA分布表、38 卒業生進路先一覧表(①～③)

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

令和3(2021)年度からは、福祉学科を介護福祉専攻及び子ども福祉専攻の2専攻に分離し、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に対応した教育課程の編成を見直し、それぞれシラバスに示した成績評価基準により学習成果を評価している。また定例の教授会、教務委員会、専攻会議など様々な機会において教育課程の方針に沿って授業進捗の確認・調整、学生の学習状況・出席状況・履修状況の把握に努め、学科・専攻及び個々の学生について入学年次の履修指導から卒業認定に至るまで、きめ細やかな学修相談・支援を行っている。留学生に対しても外国語に堪能な担当教員を配置し、学修環境に関する課題等を聴取し、授業改善を含めた課題解決・学修支援に取り組んでいる。介護福祉専攻の国家試験受験に向けては、定期的な学内模擬試験の実施や全国統一模擬試験、学力評価試験の実施により客観的な学修成果の把握と集積を進めている(備付-32)。

学習成果獲得指標としての授業評価は、本学の学生を中心に行うが、定期的に授業公開・参観を計画し、本学教職員はもとより、保護者や地域の方(高等学校教員、高校生、実習施設関係者)にも広く積極的に公開し、令和3(2021)年度は、12名の高校生の授業参観と評価を得ることができた(備付-15)。

学生による授業評価として、毎学期に実施する授業評価アンケートの集計結果(備付-11)と自由記述を授業担当教員に戻し、それによって教員は授業計画や学修目標の達成状況について自己点検・評価し、授業改善のために活用している。毎回の授業の中ではリアクションペーパーや学習支援システム「manaba」のクリッカー機能を使用し、学習の到達に関する回答をみて、修正や改善を試みている。

教職員による授業評価として、「授業公開・参観」により教員相互に授業内容を理解し、授業間の意思の疎通や、連携を図ること、教育の技術や指導法について研究し、相互に理解することで授業改善に取り組むことができている。

教務課職員は教務委員会に委員として参加し、日常業務においては授業運営や時間割管理をはじめ、定期試験等の成績処理や単位認定に関わる業務を通じて、学生の学修内容や学習成果の状況を把握している。また、学生の履修や成績、卒業資格取得及び国家資格取得に関する事項について適切に対応している。さらに事務職員は常に職務能力の研鑽に努め、学内 SD 活動や学外研修など積極的に受講している。また、学籍・成績記録などの管理は学園の文書規定により適切に保管、管理されている。

図書館は、学生が学修する上で必要となる資料を揃え、学生が個人またはグループで学修するためのスペースを備えている。また、OPAC やデータベースを整備し、蔵書や国内外の文献の検索を可能とし、検索のための機器も用意している。図書館では、これらの教育資源の有効活用と学修支援を目的として、オリエンテーション及びガイダンスを実施している。1 年次には、図書館やラーニング・コモنزの機能やサービスを周知するとともに、司書と教員が連携し、授業の中で図書館の利用の仕方・蔵書検索・文献検索についてのガイダンスを実施し、2 年次には事例研究に必要な文献の検索方法を中心としたガイダンスを実施している。また、日常的に図書館の利用や検索に関する相談にのるほか、司書が個別のニーズに合わせて相談を受ける取り組みも行い、学生の学修を支援している。図書館と図書館に隣接するラーニング・コモنزを中心に、学内各所を学生の学修空間として整備し、無線 LAN に接続できる環境及びコピー機やプリンター等を用意している。学生は、図書館で貸し出すタブレット端末やノートパソコンを使用し、図書館以外の場所でも電子コンテンツやデータベースの利用が可能であり、利用のためのサポートを図書館が行なっている。

コンピュータ関連の授業においては、1 年次生の必修科目として設定し、履修者全員が PC 室でパソコンを使用できる。授業時間外にも自主学修用に開放し、レポート作成や情報検索が行える環境を整備している。学生には入学時に個々にメールアドレスを付与し学内外から送受信できる「ウェブメールシステム」を導入している。平成 28(2016)年度に導入した学習支援システム「manaba」は、教員と学生が双方向にやり取りを行うことが可能で、授業時間外における学習支援が可能である。これらのシステムや機器の利用・管理は担当教員と事務職員が行い、同時に利用サポートや利用促進にも対応し、授業での課題提出や、小テスト等に広く活用されている。さらにシステム活用の一環として、学生個々が行った学習内容について、学習支援システム「manaba」上のポートフォリオを活用し、学生自身の学習評価に役立てることが可能である。

教職員のコンピュータ技術の向上は、日常的な業務の改善と技術向上の研修活動を通じて行われるが、教育課程や学生支援の充実を図るためにも十分に活用されている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学予定者には、高校までに習得している基礎的な学力の確認と継続した学習習慣の維持、及び大学教育への意識付けと入学後の学習意欲につなげていくことを目的に、前述のとおり入学前学習を実施している（備付-27）。また、学生生活についての情報は大学案内に掲載している（提出-8）。

新入生には入学直後のオリエンテーションの教務ガイダンス及び各学期の学生生活ガイダンスを実施している（備付-28, 29）。このガイダンスでは、「履修ガイド」（提出-5）を配布し、短期大学部における学生生活や履修の方法などを解説している。

「履修ガイド」には本学の建学の精神、教育理念、教育目標を掲載し、学生生活を円滑かつ有効に送るための「学生生活のために」、「履修の手引」及び「学則および諸規則」を掲載して、充実した学生生活、教育目標に向けた学びの修得の道筋を説明している。

学生への指導体制はクラス担当制をとっており、学生の指導は担当教員のほかに、学生委員会の教員、学生課、教務課の職員、保健室やカウンセリングルームの職員等、連携して学生の指導・助言を行う体制をとっている。

教育課程においては、初年次教育の一環として1年の教養科目に「修学基礎Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として設定し、入学前学習を受けて漢字の読み・書きと文章表現学習を中心に行い、基礎学力の強化に努めている。基礎学力が不足する学生に対しては、日常的に個別指導などを通じて定期試験に臨めるようにしている。専門教育においては、介護福祉士国家試験対策として模擬試験や補習授業を繰り返し、さらに個別指導を実施している。

また、「CAP制」を導入して、単位制を実質化するために十分な学習時間を確保し、授業内容を深く理解できるように、1年間に履修登録できる総単位数の制限を設けている。福祉学科の卒業要件を満たすとともに、介護福祉士国家資格取得のためにはさらに多くの科目を履修しなければならない。そのため、その他の教養科目や資格取得の選択科目などについては、精選して無理のない履修計画を立てるように、教員や教務課職員が履修登録時に指導・助言をしている。1年間の履修登録制限単位数は、1年

次が 58 単位、2 年次が 46 単位に定めている。令和 3（2021）年度から専攻分離し、従来の介護福祉士国家資格取得を核とする介護福祉専攻及び保育士国家資格取得を核とする子ども福祉専攻について、従来と同様の履修登録制限単位数を設定し、指導・助言していくこととした。なお、履修登録制限（CAP 制）を超えて資格取得を目的に授業を履修しようとするとき、その学生の通算総合成績評価（GPA）値が 2.0 を超える場合は、それを許可することができるように配慮している。

学習上の相談については、クラス担当教員が中心に相談に当たるが、教職員間で日常的に情報交換をするように努め、教員のみならず必要に応じて職員とも情報を共有して学習支援を行っている。進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮と学習支援としては、レベルアップのための学習指導や各種資格取得を奨励している。特に資格取得を目指す学生に、授業外の時間帯を利用して「C. S. S.（キャリア・サポート・セミナー）」講座を開講し、資格取得の学習支援をしている。

福祉学科における介護福祉士国家資格取得を目指す留学生受け入れは平成 29（2017）年から実施しており、主に介護福祉士国家資格の取得を目的にする学生の受け入れを行ってきた。これまでに、マレーシア、台湾、中国、スリランカからの留学生が卒業している。入学後の日本語能力強化のための授業や教員の支援体制も整え、留学生が勉学に専念できるよう、留学生のための宿舎も提供してきた。その結果、介護福祉士国家資格取得を希望する学生は全員合格している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的

に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では学生生活を支援するための組織として、本学教授会の下に学生委員会を設置しており、学長が指名した委員（教職員）をもって構成されている。委員会では下記の事項を中心に審議しており、この事務処理については学生課で担当している。日常の学生指導・学生相談等は、クラス担当教員、委員会委員、学生課職員が連携して行っている。

- ①学生の厚生補導に関する事項
- ②学生の身分に関する事項
- ③学生の自治活動及び課外活動に関する事項
- ④学生の健康管理に関する事項
- ⑤その他学生生活において必要な事項

クラブ・サークル活動については、併設の佐久大学と合同で活動している。令和3（2021）年度は、体育系クラブ・サークルが8団体、文化系クラブ・サークルが10団体の合計18団体が登録され、学友会及び後援会からの財政的支援を得て活動をしている。

学友会は全学生によって構成され、総会で承認された事業（活動）計画と予算に基づいて活動を行っている。執行部（正副会長、会計、書記）と執行部の推薦・指名による各委員会の正副委員長が協力して運営にあっている。委員会には、総務委員会、企画委員会、クラブ・サークル委員会、大学祭実行委員会、卒業パーティー委員会、アルバム委員会があり、各委員会には学生委員会、学生課が中心となり学友会の年間活動方針、事業（活動）計画についてアドバイスをしている。なお、令和3（2021）年度はCOVID-19の影響のため、大学祭は参加者を学内関係者（学生・教職員）に限定し、感染予防対策を徹底した上で規模を縮小し開催した。また、卒業パーティーは中止し、教員への感謝の会を開催した。

クラブ・サークル活動、学友会活動については、学生委員会ならびに学生課が担当し、クラブ・サークル顧問や教員と連携を図りながら、学生が主体的に参画し活動できるように、指導・支援にあっている。

クラブ・サークル活動については、併設の佐久大学と合同で活動している。令和3（2021）年度は、体育系クラブ・サークルが8団体、文化系クラブ・サークルが10団体の合計18団体が登録され、学友会及び後援会からの財政的支援を得て活動をしている。令和3（2021）年度の登録団体は次のとおりである。

[令和3（2021）年度 学生団体（クラブ・サークル）一覧]

体 育 系	文 化 系
○男女バレーボール部	○お茶研究会
○男女バスケットボール部	○華道サークル
○バスケットボールサークル	○さくびあサークル
○バドミントンサークル	○地域交流サークル

○テニスサークル	○合唱サークル
○フットサルサークル	○軽音楽サークル
○ウィンタースポーツサークル	○TRPGサークル
○野球サークル	○佐久ライフ発信サークル
	○チャイルドクラブはらぺこあおむし
	○ENTAMEサークル

学生食堂は3号館2階にあり、地域の専門業者に委託し栄養のバランスを考慮した献立を安価で学生へ提供するほか、地元のパン製造業者の小売販売が行われている。しかしながら、令和3(2021)年度はCOVID-19対策として、学生食堂の収容人数の制限、アクリルパーテーションの設置、昼食時の黙食指導等、感染対策に努めた。また、昼食時フィジカルディスタンスを確保できるように、学生食堂以外に3号館1階学生ラウンジや一部教室を昼食場所として開放するほか、3号館南側の屋外テラスにパラソル付きのテーブルを設置した。

本学は、独自に学生寮は設置していないが、本学開設以来、地元不動産業者が学生用にアパートを提供している。近隣にアパート等の賃貸物件が多くあるため、学生の入居ニーズには十分に対応できている。斡旋方法は、毎年学生課から入学予定者にアパート情報を提供し、希望者は大学から紹介された不動産業者に直接連絡し希望に合った物件を契約するシステムである。また、在学生用にもアパート物件ファイルを常備しており、学生、保護者等が閲覧できるようにしている。

通学については、大学所有のマイクロバスをJR佐久平駅と大学間で毎日運行している。運行時刻を授業時間とJRダイヤに合わせ、学生は学生証を提示することで自由に利用できる。また、自動車・バイク・自転車で通学する学生に対しては、学生専用の駐車場と駐輪場を設けており、駐車場の利用を希望する学生には「自動車・バイク通学及び学生駐車場使用許可願」を免許証、任意保険証等の写しとともに学生課に提出させている。年度当初には、通学時の安全運転徹底のために、1年生全員と自動車・バイク通学を希望する2年生を対象に、佐久警察署員による交通安全講話を実施し、当日受講できなかった学生には後日、交通安全講話の動画を視聴させ、学生課から指導を行っている。なお、自動車・バイク通学の許可には、交通ルール順守を注意喚起するとともに、万が一に備えて任意保険への加入を条件としている。また、学生の自動車・バイク通学の適正管理のために、大学・短期大学部の学生委員が共同で駐車場を巡回し、許可証の確認、ごみ拾い等を行いながら指導を実施している。令和3(2021)年度の自動車・バイク通学者数は次のとおりである。

〔令和3(2021)年度 自動車・バイク通学者数〕

	1年次生	2年次生	計
自動車通学者	22	17	39
バイク通学者	0	0	0
計	22	17	39

在籍者数（5月1日付）	44	27	71
申請者率	50%	63%	55%

奨学金については、本学独自の制度として特別奨学生制度があり、入学に際し、学業成績優秀者、又はスポーツ成績優秀者を対象とする「特別奨学生」に授業料の半額を免除する制度を設けている（提出-規程集 70）。また、経済支援奨学生制度として、本学への入学を志願している受験生で、経済的な理由で大学進学が困難であると認定された者に対し、授業料の半額を免除する制度を設けている（提出-規程集 71, 72）。これらの奨学生は、2年次に進級する際にそれぞれの奨学生認定要件に照らし合わせ、学業成績、生活状況及び活動状況等を審査し、2年次まで継続することができることとしている。その他、指定期間内での学費納付が困難な者に対しては、授業料の延納・分納を認めている。

本学独自の奨学金制度のほかに、「日本学生支援機構奨学金」、「長野県介護福祉士等修学資金貸付制度」、「長野県保育士等修学資金貸付制度」、「生命保険協会介護福祉士養成給付型奨学金制度」などがある。令和3（2021）年度の各種奨学金制度の利用者は次のとおりである。

〔令和3（2021）年度 各種奨学金制度利用者数〕

種 類	1年次生	2年次生
特 別 奨 学 生	3	3
ス ポ ー ツ 奨 学 生	2	1
経 済 支 援 奨 学 生	0	0
日 本 学 生 支 援 機 構 第 一 種	3	0
日 本 学 生 支 援 機 構 第 二 種	9	0
日 本 学 生 支 援 機 構 併 用	1	0
日 本 学 生 支 援 機 構 給 付 型 奨 学 生	7	3
長 野 県 介 護 福 祉 士 等 修 学 資 金	6	9
長 野 県 保 育 士 等 修 学 資 金	2	-
佐 久 市 保 育 士 修 学 資 金	1	-
生 命 保 険 協 会 介 護 福 祉 士 養 成 給 付 型 奨 学 金	-	1

学生の健康管理については、学校保健安全法の規定に基づき、毎年1回全学生を対象に健康診断を実施している。健康診断結果が出た後、1年生全員を対象にJA長野厚生連健康管理センター保健師による保健指導を実施している。

保健室には看護師が2名配置されており、学生のケガ、急病、健康相談、健康診断結果の相談、カウンセリングの紹介等の対応をしている。健康診断結果がC・D・E判定の学生に対しては、受診の勧めや生活指導・運動指導・食事の摂り方指導・料理指導

などの個別指導を行っている。また、保健調査票の管理、UPI (University Personality Inventory) 調査、インフルエンザワクチン接種、HB ワクチン接種も行っている。更に COVID-19 対応として、日々の健康管理指導、体調不良時の対応、ワクチン接種の推奨・相談などを行っている。

カウンセリングについては、男性 1 名、女性 1 名の専門カウンセラーを配置し、月曜日から金曜日までカウンセリングルームを開室している。精神的に不安定な学生や身体的に悩みを抱えている学生等、大学生活における様々な悩みや不安、困りごとの相談に毎日対応している。また、定期的にカウンセラー、保健室職員、大学学生委員長、短期大学部学生委員長、学生課職員との合同の報告会を実施し、連携して学生支援を行っている。

令和 3 (2021) 年度の学生の保健室利用状況及びカウンセリング室利用状況は次のとおりである。

[令和3 (2021) 年度 保健室利用状況 (延べ件数)]

	1 年次生	2 年次生	合 計
男 子	72	153	225
女 子	213	87	300
合 計	285	240	525

[令和3 (2021) 年度 カウンセリング室利用状況 (延べ数)]

	1 年次生	2 年次生	合 計
男 子	0	68	68
女 子	29	40	69
合 計	29	108	137

学生からの意見や要望の聴取については、3 号館学生食堂入口に学生意見箱を設置して、学生生活全般に関して、常時、意見や要望を汲み上げるよう努めている。寄せられた意見・要望については、学長を中心に学内で協議し、施設設備の利用など内容によって改善できることは直ちに対応することとし、検討を要する事項については学生掲示板に回答を掲示している。また、毎学期終了時に学生生活アンケート調査(備付-12)を実施し、学生が日常の大学生活を振り返って本学の支援体制に対しての意見や要望などを聞き取っている。調査項目は、教育支援体制、学生生活支援体制及び施設・設備について、教職員の対応や体制に対する満足度を 4 段階で評価を得て、その根拠となる理由などを含めて自由記述も求めている。この調査結果は、授業評価アンケート及び学修行動調査の結果とともに、毎学期終了後に実施する学内 FD 研修において協議・検討し、今後の大学運営に反映させている。その他、学生の意見・要望は、必要に応じて学生課で対応している。

留学生については、社会連携・研究支援センター担当教職員と学科教員を中心に、宿舎の手配から住民登録などを含む行政手続きや、生活に関するアドバイスを継続的に行っている。また、経済的に就学が困難な外国人留学生に対して、授業料を減免することのできる学費減免制度を設けている（提出-規程集 74）。

社会人学生の学習経験や生活環境に配慮するため、クラス担当教員を中心に学生生活状況を把握するとともに、各教員が学修状況を把握するように努めている。また、社会人学生の受け入れの方策として、あるいは経済的に修学が困難な学生に対して支援することを目的に、新たな修学制度として平成 27（2015）年度より「長期履修制度」を導入した（提出-規程集 77）。令和 3（2021）年度は 4 名が在籍している。

障がい者の受け入れのため、平成 20（2008）年度から大学と共用を開始した 5 号館及び、令和 3（2021）年 3 月に完成した 6 号館に多目的トイレとエレベーターが設置されている。平成 26（2014）年度には、2 号館にエレベーターを増設した。また、既存校舎にはバリアフリー化工事を行い、階段へ手すり、段差のある廊下にはスロープを設置し、各校舎の出入口の段差をなくすなどの整備を行った。

学生の社会的活動は、課外活動の一環として主体的に地域に貢献する活動や、学外の地域の人たちとの出会い、交流をとおして、学生の人間形成に大きな意義を見出している。また、社会体験学習としてのボランティア活動を通じて、他者との出会い・交流と合わせて、環境や人権などの社会的な課題に気づく学びや、自己の理解につなげていけるように支援している。令和 3（2021）年度のボランティア活動は、COVID-19 の影響により、学外からの学生ボランティアの募集が無かったため活動の機会にめぐまれなかった。

また、令和元（2019）年度後期より保健室内に「学生なんでも相談室」を設置し、学業・進路・人生・対人関係・家庭・経済などの相談に応じている。学生が、どこへ相談すればよいかわからない、といった時の窓口にもなっており、メールでの対応も可能としている。また、相談内容については、必要に応じて関係教職員、カウンセラーなどへ共有し、連携して学生支援を行っている（備付-36）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では就職や進学を支援するための組織として、本学教授会の下に学生委員会を設置しており、学長が指名した委員（教職員）をもって構成されている。委員会では下記の事項を中心に審議しており、この事務処理については学生課で担当している。日

常の進路指導・進路相談等は、クラス担当教員、委員会委員、学生課職員が連携して行っている。

- ①就職・進学情報の収集
- ②学生の就職・進学希望についての指導方針
- ③関係機関への就職・進学の依頼
- ④その他進路に関する必要な事項

また就職支援のための教職員の組織は、以下の4つから構成される。

①クラス担当教員

学生に対する日常的な個別指導を行う。

②キャリア科目担当教員

学生の自己分析や企業研究、就職活動サイトへの登録、履歴書等の書類作成、挨拶などのマナー等の指導を行う。

③学生課職員

学生課職員は、求人票情報の受付と掲出、個々の学生に対する進路相談、クラス担当教員と連携した学生の就職活動状況の集約を行っている。また、過年度の求人情報や学生が提出した就職・進学試験報告書の整理、事業所へ求人依頼状や内定御礼状を送付している。さらに、履歴書等の提出書類の作成指導、模擬面接、参考書籍の閲覧管理なども担当している。

④学生委員会を構成する教職員

定期的に委員会を開催して、進路支援に関するさまざまな課題等について協議するとともに、進路情報の共有を図っている。

構内に進路資料閲覧コーナーを設置しており、学生が自由に求人票等を閲覧したり、教職員と相談することができる。また、事務局の一角には個室の相談室を設け、学生の状況に応じて相談できる体制を整えている。

令和3(2021)年度の求人件数は約202件、求人総数は1659人であった。そして、進路状況は、卒業生24名中24名が就職希望であった。就職希望24名の内22名が介護職として福祉施設や病院に就職し、2名は一般職へ就いた。就職決定率は100.0%であった(備付-38)。

4年制大学への編入希望者は無かった。

令和3(2021)年度の卒業生の就職・進学状況は次のとおりである。

[令和3(2021)年度 卒業生の就職・進学状況]

進路区分	希望者数			決定者数			決定率		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
就職	14	10	24	14	10	24	100	100	100
進学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	10	24	14	10	24	100	100	100

就職のための資格取得、就職試験対策については、2年次の必修であるキャリア支援科目である「キャリアプランニング」と「ビジネスマナー」を履修することで、一般教養試験対策、履歴書、作文の書き方の基本、面接試験対策、社会人としてのマナーの基本といった就職活動に関連した内容の学習が実施されている。

また、希望者向けの講座として、高度な資格検定の取得に向けたC.S.S.（キャリア・サポート・セミナー）講座を開講している。令和3（2021）年度に開講したC.S.S.（キャリア・サポート・セミナー）講座と資格取得結果一覧は次のとおりである。

〔令和3（2021）年度 C.S.S.（キャリア・サポート・セミナー）講座資格取得結果一覧〕

資格・検定	級	合格者数
秘書検定	2級	1名
簿記検定	3級	1名
認知症ケア准専門士	-	2名
	合計	4名

就職支援としては、在学生保護者で構成される後援会との合同の事業計画として実施される学生懇談会を年1回実施し、学生生活、学修面、進路について、保護者・学生とクラス担当教員が懇談を実施している。

また、学生の進路動向を正確に把握するために、就職者には「就職試験報告書」を、進学者には「進学試験報告書」を学生課に提出させることを義務付けており就職・進学試験の内容を詳しく把握し、その後の学生の進路支援に役立て、内定企業・施設等には大学から御礼状を適宜送付することとしている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学習成果の状況を適切に把握する目的で、学生による授業評価アンケート、教職員による「授業公開・参観」のアンケートを実施しているが、これらの結果をFD・SD活動において検証し、教育課程や授業の改善に効果的に役立てていくことが必要である。また、教員は相互に情報を共有し、組織的に課題改善に向けて取り組む意識を持つことが重要である。さらに、学生の主体的な学習活動を支援するためのラーニング・コモンズや学習支援システム「manaba」等の活用については、教職員の有効な利用方法の検討や学生の利用支援のための教員のスキルアップも課題となる。

近年、学生の多様化による個別の支援の必要性が増加しており、指導・相談も多岐にわたるため、専門知識を持った教員の配置や関連資格取得などの資質向上とともに、環境の整備が必要である。また、学生委員会、カウンセリング室、保健室、学生なんでも相談室及び学生課のさらなる連携強化が求められる。早期に学生の異変を発見するには、教員と事務局職員及び保護者との情報収集や情報共有が重要となっており、3者間の情報共有と報告・相談体制を確立し一体的な関わりが必要となっている。

課外活動等については、福祉学科が 2 専攻となってから徐々に活発になってきており、学生のクラブ・サークル活動、大学行事、学友会活動等への参加も積極的になっている。2 年間という限られた時間内で諸活動が維持できるような配慮と、大学学部生も含めたきめ細かな支援体制が求められる。

ボランティア活動、地域貢献活動など、学生の社会的活動参加に対する地域の評価は高いものがあるが、授業や実習による厳しい時間的制約の中で、多くの学生が自主的に参加することが可能となるように、教員と担当部署が連携して参加しやすい情報提供や体制の整備を行って。また、学生が活動参加後に活動報告ができる機会を設けることも必要であると考え。

令和 3 (2021) 年度は、COVID-19 の影響により就職活動の開始が遅れ、また就職説明会・就職セミナー・職場見学会も中止やリモート開催となった。そのため、就職内定の時期も例年よりは遅れがみられた。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応し、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程が福祉の学びとして実質的な教育効果をもたらし、学習成果は社会的にも評価され、それを学生も認識できているかどうかについて、令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけて卒業生アンケート、就職先アンケート及び保護者アンケートを実施し、FD 研修など点検・評価の活動に資することができ見直しや改善の検討につなげることができた。これらのアンケートは、学生支援体制についても点検・評価活動に役立てられている。

前述 2 つのポリシーの実現のために、入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)の理解を得ることに努め、方針に沿った学生募集を行うために、求める学生像のみならず、学力の 3 要素を踏まえ「習得しておくべき能力」、実施する「入学選抜の基本方針」を合わせて示し、平成 30 (2018) 年度募集から改定施行した。

学習成果の査定は、卒業資格と介護福祉士国家資格及び保育士資格取得のための知識・技術の修得度を測ることに加え、幅広い職業観の醸成につながる学習成果として関連する検定・資格取得を奨励し、必要な場合はそれらに対応した補習講座を開講している。

学習成果の状況を把握する新たな取り組みの点検や、学力不足の学生、学習成果の獲得が不十分な学生への学習支援体制について、個々の修得状況把握と教員間の情報共有や GPA 値の把握などを通じて、組織的な取り組みを継続して進めている。

学生の生活支援体制として、学生の多様化による支援体制と社会活動支援体制の充実・強化を図るために、併設する大学の委員会と協議検討を実施している。令和 2 (2020) 年度以降、COVID-19 により学生の活動が抑制され、特に経済活動としてアルバイトの

制限などによる困窮した状況にある学生への支援として、学内のみならず地域行政や関連機関などからも生活物資の提供などの支援を受けることができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の獲得に向け、下記に示す制度を活用しながら学修支援の充実を図る。

- 1) 学生の主体的な学習活動を支援するための学習支援システム「manaba」等の活用をはじめとする学習支援を充実する。同時にこれらの有効活用に向けて、教職員の技術的支援のスキルアップに取り組む。
- 2) 近年、学生の多様化による個別の学習支援の必要性が増加している。基礎学力が不足する学生や合理的配慮が必要だと推察される学生の支援に対するあり方検討とガイドラインの作成を行う。
- 3) 令和3（2021）年入学生は COVID-19 の影響により、学年暦・時間割の変更を余儀なくされた。これによる学習成果への影響をアセスメントし必要な支援策を計画・実行する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7-基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 提出資料-規程集 2 佐久学園組織規程、5 佐久学園事務組織と事務分掌規程、
6 佐久学園職務権限規程、7 佐久学園公印取扱規程、
8 佐久学園稟議規程、9 佐久学園文書処理規程、
10 佐久学園掲示規程、14 佐久学園FD・SD委員会規程、
18 佐久学園研究者行動指針、
19 佐久学園研究費の運営・管理に関する規程
20 学校法人佐久学園における研究活動上の不正行為の防止等に
関する規程、21 学校法人佐久学園研究費取扱要領
26 佐久大学・佐久大学信州短期大学部教員研究費に関する規程、
45 佐久学園会計規程、27 佐久学園就業規則、
28 佐久学園定年規程、32 佐久学園専任教員勤務規則、
29 佐久学園ハラスメント防止等に関する規程、
33 佐久学園パート職員就業規則、
34 佐久学園介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程、
35 佐久学園育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程、
47 学校法人佐久学園財務書類等閲覧規程
57 佐久大学信州短期大学部人事委員会規程
58 佐久大学信州短期大学部教員選考規程
59 佐久大学信州短期大学部教員選考基準
65 佐久大学信州短期大学部非常勤教職員に関する規程
- 備付資料 39 教員個人調書（様式 21）及び教育研究業績（様式 22）、
40 非常勤教員の一覧表（様式 23）、41 専任教員の年齢構成表、
42 ウェブサイト「教員情報」
https://www.saku.ac.jp/tanki_daigakubu/tanki_faculty/2、
43 佐久大学信州短期大学部紀要、44 教員以外の専任職員一覧表、
45 FD活動の記録、46 SD活動の記録

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は令和 3（2021）年度から専攻分離したことによって、前年度までの 1 学科としての教員組織から 1 学科 2 専攻の教員組織を編制している。学長が全体を運営管理統括し、学科長は学長の指示を受けて学科を統括している。

本学の教員組織は短期大学設置基準に定める教員数及び職位により専任教員を充足しており、また教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて専任教員及び非常勤講師を配置している。令和 3（2021）年度から専攻分離したことに伴い、専任教員は専攻ごとに規定する教員数と収容定員に対して規定する教員数の合計 10 人に対して、基準を上回る 11 人で編制している。

専任教員の職位は、短期大学設置基準に基づいて真正な学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等により審査されている。また職位、資格は本学の「教員選考規程」（提出-規程集 58）及び「教員選考基準」（提出-規程集 59）に規定される項目によって選考され、これらを満たして選任されている。教員個々の教育実績や研究業績（備付-39）、その他の制作物発表等は、本学の研究紀要（備付-43）やウェブサイト（備付-42）に情報を公表している。

本学福祉学科は 2 専攻ともに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて専門の主要科目は専任教員が担当し、他に適切な教育を行うために、教養科目を含めた授業科目について専門知識を有する非常勤教員に委嘱し、適正な教員配置を行なっている。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、実務者としてまたその他の経歴等、短期大学設置基準に準じて実施している。また、採用資格は「非常勤教職員に関する規程」（提出-規程集 65）により、教員選考基準の講師以上の基準に該当するものとして採用している。令和 3（2021）年度は学科全体で 50 名の非常勤教員を採用した。

本学は補助教員は置いていないが、介護福祉専攻及び子ども福祉専攻ともに、特に実習に関する事項について専門性のある非常勤教員の協力を得て実施している。

教員の採用、昇任及び職位の管理については、「人事委員会規程」（提出-規程集 57）、「教員選考規程」、「教員選考基準」に基づいて厳正に行われており、設置基準に定める基準も満たしている。令和 3（2021）年度に新たな教育課程として設置した「子ども福祉専攻」の保育士養成領域の教員採用について、前述の規定に即して厳正に審査を行い、短期大学設置基準に定める教員数による専任教員及び同領域の非常勤教員を採用した。また、令和 3（2021）年度末で異動のある保育領域教員の補充のため、前述の諸規程に則して令和 4（2022）年度に新たに保育領域教員 1 名を採用した。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、各教員の専門分野に係る学会が開催する大会での発表及び学術雑誌への投稿などにより成果をあげており、その状況は、ウェブサイト内にある教員情報及び年1回発行される本学の紀要（「佐久大学信州短期大学部紀要」）（備付-43）で公開・公表している。また、紀要に掲載された論文は、「佐久大学機関リポジトリ」にて学外にも公開している。

専任教員の外部研究費等の獲得に向けた研究活動の支援は、併設の佐久大学と合同で設置している研究支援室が行っている。具体的には、研究に関する相談、科学研究費補助金等の外部研究費申請のサポート、コンプライアンスに関する研修会などを行っており、専任教員は積極的に活用している。本学専任教員における科学研究費補助金の申請状況は下表のとおりであるが、残念ながら採択に至っていない。

[科学研究費補助金の申請件数と採択件数]

令和元年度		令和2年度		令和3年度	
申請	採択	申請	採択	申請	採択
2	0	2	0	3	0

専任教員が研究活動を行うにあたっては、「佐久学園研究者行動指針」（提出-規程集 18）に則り、責任と使命をもって研究を適正に遂行し、自律的に社会への責任を果たすよう努めなければならないこととしている。また、研究活動に関する規程として、「佐久学園研究費の運営・管理に関する規程」（提出-規程集 19）、「学校法人佐久学園における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」（提出-規程集 20）、「佐久大学・佐久大学信州短期大学部教員研究費に関する規程」（提出-規程集 26）、「学校法人佐久学

園研究費取扱要領」(提出-規程集 21)を整備しており、各教員は諸規程に基づき、研究活動を適正に遂行している。

専任教員の研究倫理を遵守するための取組みとして、研究倫理委員会による研究倫理教育が実施されており、専任教員には、一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供する研究倫理教育プログラム (APRIN eラーニングプログラム) の2年に1回の受講が義務づけられている。また、前述の研究支援室が行うコンプライアンスに関する研修会についても年1回受講することになっている。

専任教員が研究を行う研究室については、教授及び准教授には個室の研究室を設け、講師、助教には相部屋の研究室を設けている。また、各研究室には、研究を進めるうえで必要となるデータ分析及び文書作成ソフト等が搭載されたパソコンを設置し、インターネット環境も整備している。

専任教員の研究、研修等の実施・参加については、校務及び担当する授業に支障の無い範囲で、学長の許可を得て学外での教育活動、研究活動又は自宅研修を行うことができる。

専任教員の海外での研究活動については、諸規定に基づく活動が認められており、教員研究費から費用を支出できるようになっている。

本学の専任教員は、佐久学園が実施するFD活動と本学が単独で実施するFD活動の両方に参加している。佐久学園が実施するFD活動は、「佐久学園FD・SD委員会規程」(提出-規程集 14)に基づいて実施されている。本学が単独で実施するFD活動は、自己点検・評価委員会の管轄のもと実施されている。

令和3(2021)年度は、佐久学園が開催する「全学共通FD・SD研修会」が3回開催され、本学が単独で実施する「短大FD研修会」が4回実施された。「全学共通FD・SD研修会」では、教育実践方法や情報管理についての研修が実施された。「短大FD研修会」では、専任教員、非常勤講師及び職員が参加して、学生の学修状況についての意見交換、授業の進め方や教材についての情報交換が行われた。専任教員は、FD研修会で得た知識を学生への指導及び日頃の授業案作成などに役立てている。令和3(2021)年度に実施されたFD研修会の内容等については、以下のとおりである。

〔令和3(2021)年度 FD研修会一覧〕

開催日時	研修会名	研修内容・参加者
令和3年 8月26日 10:00-11:30	第1回 全学共通 FD・SD研修会	講演「CBLの意義について」 講師：東北大学 高度教養教育・学生支援機構 高等教育開発部門 准教授 佐藤 智子氏 参加者：学長、副学長、学部・短期大学部の専任教員、事務職員
令和3年 8月26日 14:40-16:40	第1回 短大 FD研修会	・前期授業科目の振り返り(情報交換—教育方法・授業改善等) ・後期授業内容の確認と授業科目間の連携打合せ。 参加者：学長、専任教員、非常勤助手、非常勤講師
令和3年 11月23日 13:00-15:00	第2回 短大 FD研修会	・学内演習実施状況と今後の課題について 参加者：学長、副学長、専任教員、非常勤助手 ※令和3年度長野県介護福祉士養成施設連絡会 教

		員研修会での報告・聴講
令和3年 12月22日 9:00-10:30	第3回 短大 FD研修会	・第2回FD研修会の振り返り ・本学の学内演習における課題の検討 ・授業展開・方法についての情報交換 参加者：学長、副学長、専任教員、非常勤講師
令和3年 12月24日 10:00-11:30	第2回 全学共通 FD・SD研修会	講演「情報セキュリティ」 講師：株式会社電算 黒柳 友雄氏 参加者：学長、副学長、学部・短期大学部の専任教員、事務職員
令和4年 3月2日 16:30-18:00	第3回 全学共通 FD・SD研修会	講演「私立大学の経営と財政－現状と課題－」 講師：日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター 経営支援室長 南 浩司氏 参加者：学長、副学長、学部・短期大学部の専任教員、事務職員
令和4年 3月24日 13:30-15:30	第4回 短大 FD研修会	・後期授業科目の振り返り ・専攻に関わる授業内表の確認、授業間の連携、質疑応答他 参加者：学長、専任教員、非常勤講師

本学では、教員組織と事務組織が教職協働で学生の学修成果の獲得と向上に取り組んでいる。専任教員と事務職員は、教務委員会、学生委員会といった委員会活動の場を通して、学生の学修状況の把握、学修上の課題の発見及び改善方策について検討している。具体的には、教務委員会と教務課が、毎月末に学生の授業への出席状況を調査して休みがちな学生を把握し、専任教員が該当学生への指導を行えるようにしている。合理的配慮を必要とする学生に対しては、専任教員と事務組織（学生課、教務課）が連携を図りながら学生への支援を行っている。また、クラス担当教員は、担当学生への個人面談などを通して学生の学修状況や生活状況を把握し、必要であればカウンセリングルームや保健室と連携をはかり、学生への学修支援を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の教育研究活動等に係る事務組織は、「佐久学園組織規程」（提出-規程集 2）により定められ、各組織の事務分掌と職制ごとの職務、権限については「同事務組織と事務分掌規程」（提出-規程集 5）、「同職務権限規程」（提出-規程集 6）により明確にしている。

本学は小規模な法人であるため、事務組織は法人及び大学、短期大学部の業務を兼任する体制としており、法人事務局に総務課、大学事務局に総務課、入試広報課、教務課、学生課の 4 課、図書館及び社会連携・研究支援センターに事務室を置き、互いに連携し業務を遂行している。法人事務局及び大学事務局は事務局長、図書館及び社会連携・研究支援センター事務室は事務室長が総括し、必要に応じて、次長、課長補佐、係長、主任を配置し、各部署の責任体制を明確にして業務を行っている。

事務職員の配属は、各部署の所掌事項や業務量を勘案し、職員個々の能力や適性を発揮できる部署へそれぞれ配属しており、事務をつかさどる専門的な職能を有する職員として、大学の中期計画や単年度の事業計画を認識・理解し、大学の教育研究活動や管理運営に寄与している。また、職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、学内 SD の充実や学外の各種研修会への参加奨励によって、職員全体の職能開発を推進している。

事務関係諸規程としては、上述の事務組織に関する規程のほか、「佐久学園公印取扱規程」、「同稟議規程」、「同文書処理規程」、「同掲示規程」、「同会計規程」（提出-規程集 7～10, 45）を制定しており、学校法人として必要な規程を整備している。

事務部署は、学内 4 箇所に分けており、法人事務局総務課及び大学事務局総務課、入試広報課は 5 号館 1 階事務室に、大学事務局教務課、学生課は 2 号館 1 階事務室に配置している。また、図書館事務室は 6 号館 1 階図書館内に、社会連携・研究支援センター事務室は 1 号館 1 階に配置している。事務室内には、パソコン及び複合機などの事務処理効率化のための情報機器や備品が整備されており、業務が円滑に処理できる環境が整備されている。

本学の SD 活動は、「佐久学園 FD・SD 委員会規程」（提出-規程集 14）により定められ、職員の能力と資質の向上による学園の組織運営の改善と教育研究活動の支援力を高めることを目的に行っている。令和 3（2021）年度は、「私立大学の経営と財政－現状と課題－」と題した全学共通 FD・SD 研修会を実施した。近年の私立大学を取り巻く諸情勢と当面する重要課題、全国の大学及び本学の経営・財政状況を理解することで、大学職員に必要な知識を得る機会とした（備付-46）。さらに、毎週実施される事務連絡会では、当面予定される学内行事日程、各部署の業務予定や来客、出張者等の確認を行うとともに、理事会や教授会での決定事項の報告が行われ、情報の共有が図られている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価は、年度末に現在の業務の状況や職務向上のための取り組み、現職に対する意見や提案・要望などを記述した「職務自己申告書」を全職員から提出してもらい、所属長が面談の上、事務組織内の業務上の課題を把握している。面談結果は、各所属長から事務局長に報告され、会議等で共有され、次年度の業務改善に繋げている。

事務職員は、教員組織が主催するFD研修会にも積極的に参加しており、教育改革に向けた教員の取り組みへの理解を通して、教育研究活動を支援する職員の役割や教職協働の必要性を認識した上で、教員や関係部署と連携して、学生の学習成果の獲得向上に寄与している（備付-45）。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する事項は、法人事務局総務課が所管しており、労働基準法等の法令に基づいた「佐久学園就業規則」、「同定年規程」、「同専任教員勤務規則」、「同パート職員就業規則」、「同介護休業及び介護短時間勤務等に関する規程」、「同育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程」（提出-規程集 27, 28, 32, 33, 34, 35）をはじめとする諸規程を整備し、これらに基づいて人事・労務管理を適切に行っている。

教職員の就業に関する諸規程は、教職員専用の学内 LAN 上のグループウェアに掲載しており、常時閲覧できるようになっている。また、新たに雇用する教職員には、採用決定時に法人事務局総務課の担当者が「労働条件通知書」を用いて主要な労働条件を明示した上で雇用しており、入職時には、服務等に関する規程の概要を説明し、周知している。

教職員の就業は、就業規則等の諸規程に基づき、法人事務局総務課が適正に管理している。教員については、専門業務型裁量労働制を採用しており、専任教員勤務規則に基づき、教員個々の授業、研究、校務、学生指導及び大学行事等の勤務態勢や教育研究上の必要に応じて、自宅研修や他大学への出講を許可している。また、「佐久学園ハラスメント防止等に関する規程」（提出-規程集 29）を定め、ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメント相談員を委嘱するなど、ハラスメントの防止にも努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員は、科学研究費補助金等の外部研究費の申請を行っているが、採択に至っていない。今後、社会連携・研究支援センターとの連携により、申請・採択件数の増加を目指す。

事務組織に関しては、令和3（2021）年4月の学科専攻分離や併設する佐久大学の新学部開設に伴う業務量の増大に対応するため、新卒及び中途採用を計画的に行い、事務職員の増員を図ってきたが、令和4（2022）年度後期の学生総合支援センター開設に向けた事務体制の検討が急務である。また、高度化・複雑化する大学の事務業務に対応していくためには、職員の職務遂行能力の向上を目的とした育成プログラムの策定と実施、人事考課制度（目標管理制度）の導入、業務の効率性を考慮した事務組織の再

編、将来を見据えた人事計画の策定が中長期的な課題となっている。

全教職員を対象とした「職場環境・職務意識調査」を実施し、現状の把握と分析を実施し、教職員が目標を持って職務を遂行することができ、働きやすい職場環境を整えるための取り組みを推進する。また、政府が推進する働き方改革への対応を着実に進めるため、教職員の長時間労働の抑制や有給休暇取得を促進するとともに、就業規則等の見直しも進める。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

- 提出資料-規程集 13 佐久学園危機管理規程、45 佐久学園会計規程、
46 少額重要資産に関する内規、
備付資料 43 佐久大学信州短期大学部紀要、45 FD活動の記録、46 SD活動の記録、
47 校地、校舎に関する図面、50 コンピュータ教室配置図、
51 図書館利用案内

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は併設する佐久大学と校地を共用しており、校地の面積は校舎敷地面積 21,009 m²、運動場用地面積 37,230 m²、その他 16,787 m²の計 75,026 m²で短期大学設置基準による本学の必要面積 1,000 m²を大きく上回っている（備付-47）。

校舎については、総面積 14,433 m²を有しており、佐久大学とその一部を共用している。専用面積 456 m²、共用面積 10,614 m²の計 11,070 m²となっており、短期大学設置基準による本学の必要面積 1,600 m²を大きく上回っている。なお、令和 3（2021）年 4 月の学科専攻分離や佐久大学の新学部開設に備え、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）

年度にかけて、新校舎（6号館）及び体育館付帯施設（サークル棟）の建設、既設校舎の改修工事を行った。今般の改修工事では、新たに開設した子ども福祉専攻の授業で使用する講義室兼音楽室、保育実習室、ピアノ練習室等の施設を設けるとともに、佐久大学新学部の開設による学生数の増加に対応するため、学生食堂や学生ラウンジ、学生ロッカー室といった学生の福利厚生施設の拡充なども行った。

構内の主要箇所には、車いす専用駐車場、点字ブロック、スロープ、エレベータ、手摺り、多目的トイレなどを設置しており、障がい者の他、高齢者にも配慮した環境を整備している。

授業を行う講義室、演習室、実習室は、専用の演習室・実習室を除き、佐久大学との共用となっており、講義室16室、演習室15室、情報処理学習施設1室を用意している。各室には、マイク、プロジェクター、パソコン、ブルーレイディスク・DVDプレイヤー、書画カメラ等を設置しており、学内LANも整備している。また、一部の演習室はアクティブ・ラーニングに対応した什器となっており、能動的学修を効果的に実施できる環境となっている。専用の演習室・実習室には、介護福祉士及び保育士養成に必要な設備・備品を整備している。なお、令和2（2020）年度には、COVID-19感染拡大下にあっても学生の学修機会の確保を図るため、文部科学省の補助金を活用し、遠隔授業配信機器の整備を行った。

図書館は、佐久大学と施設を共用しており、面積526.86㎡、閲覧席71席を設け、適切な面積・座席数となっている。また、ラーニング・コモンズやプレゼンテーション装置を備えたグループ学習室も併設している。図書館では、タブレット端末やノートパソコンの貸出も行っており、学生及び教職員は必要に応じて使用することができる（備付-50）。

図書館で購入する資料は、教員及び司書により本学で開設されている授業科目の内容等を勘案し選書している。また、学生からのリクエストも受け付けており、講義や実習等に役立つ図書及び雑誌、視聴覚資料の収集に努めている。

図書館の資料は、年1回の蔵書点検により所在を確認する他、日常的に配架や汚損・破損を確認し、整理や修理、入れ替え等を行っている。また、資料の除籍は、利用価値のなくなった資料を司書が選定し、図書館委員会の検討を経て、廃棄している。蔵書の実管理及び貸出・返却業務、利用者の管理等は、図書館システム「情報館」で行っている。現在の図書館の蔵書数は、次のとおりである。

〔図書館蔵書数（佐久大学分含む）〕 令和4（2022）年3月31日現在

区分	和書	洋書	学術雑誌※	AV資料
冊（種）	40,374	4,502	186	2,247

※外国語電子ジャーナル73種を含む。

スポーツ施設としては、体育館1棟（668.2㎡）、ゴルフ練習場、多目的グラウンド（ランニングコース）を有しており、教育・課外活動に支障がないよう整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産及び固定資産以外の物品の管理については、「佐久学園会計規程」（提出-規程集 45）及び「少額重要資産に関する内規」（提出-規程集 46）に包括的に定めており、「佐久学園事務組織と事務分掌規程」により法人事務局総務課が施設設備、物品の維持・管理に当たっている。

本学園が所有する資産については、諸規程に従い、資産管理システムにより適切に管理されており、会計システムとも連携している。また、全ての建物は耐震基準をクリアしており、法令に基づく定期検査結果からも異常がないことを確認している。空調衛生設備及び昇降機、植栽等については、それぞれ専門の業者と保守・メンテナンス契約を締結し、年間計画を策定の上、適切に維持・管理している。

火災・地震等の対策については、「佐久学園危機管理規程」（提出-規程集 13）に基づく「危機管理基本マニュアル」及び「事象別危機管理マニュアル」を策定しており、学内 LAN 上のグループウェアに掲載し、教職員に周知している。また、学生に対しては、学生ガイドに「防災及び緊急連絡体制」を掲載の上、入学時のオリエンテーション等で説明している。

防災設備については、必要な設備を整備し、法令に従い、有資格業者による点検を毎年実施するなど、万全を期している。構内には AED（自動体外式除細動器）や応急担架等を設置し、緊急時に対応ができるよう備えている。また、災害時の備えとして、保存飲料水や非常食等を備蓄しており、これらは危機管理委員会の担当者が定期的に点検を行っている。防災訓練及び安否確認訓練については、年 1 回実施しており、学生及び教職員の防災意識を高めている。

防犯対策としては、5号館正面を除く校舎入口に電気錠を設置しており、身分証（ICカード）を有する学生及び教職員のみが認証により入館できるようにしている。さらに、盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を狙って、校舎内外に防犯カメラを設置している。また、新入生を対象とした生活安全講話を毎年実施しており、学生の防犯意識を高めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、危機管理委員会が策定した「情報セキュリティハンドブック」に基づき、必要な対策を講じている。具体的には、外部からの不正アクセスを未然に防ぐためのファイアウォールを設置しているほか、学内の全てのパソコンに総合セキュリティ対策ソフトをインストールしている。また、

令和 3（2021）年度には、外部から講師を招聘し、情報セキュリティをテーマにした全学共通 FD・SD 研修会を実施した（備付 456, 47）。

省エネルギー・省資源対策として、政府が提唱するクールビズ、ウォームビズを全学的に推進している。また、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度にかけて実施した既設校舎の改修工事では、老朽化した空調衛生設備の更新や照明の LED 化を行った。地球環境保全への取り組みとしては、太陽光発電を行うことで CO2 排出量の削減に努めているほか、ゴミの分別を徹底している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

教育研究の実施に支障がないよう施設設備の充実と維持・管理に努めるとともに、省エネルギー・省資源対策、地球環境保全に配慮した整備を今後も継続する。また、施設設備の不備や不足等を点検の上、計画的な整備に向けた検討を開始し、施設設備整備の中期計画の策定につなげる。また、学生総合支援センター及びボランティア・アクション・センターの開設に向けた整備も喫緊の課題である。

危機管理体制の見直しと強化も課題となっており、災害発生時の体制整備等も必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

COVID-19 に対応するため、「佐久学園危機管理規程」に基づき、学長を本部長とする危機対策本部を設置し、その対策に取り組んでいる。令和 3（2021）年度には、計 24 回の会議を開催し、地域の感染状況を踏まえた BCP（事業継続計画）及び学生行動指針の継続的な検討を行うとともに、学内関係者に感染者が発生した際の対応を行った。また、地元自治体や医療機関、企業等と連携し、学生及び教職員の COVID-19 ワクチン接種を推進するとともに、長野県が実施する PCR 検査会場としても会場提供を行った。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 49 学内 LAN の敷設状況、50 コンピュータ教室配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を
獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学内のコンピュータ設備は、併設する佐久大学と共用して運用しているが、6号館にPC室を設置し（備付-50）、情報処理教育に必要なパソコン及びプリンターを用意している。また、学生のグループ学習等による主体的な学びの活性化を図るため、図書館にタブレット端末やノートパソコン、プロジェクター付きホワイトボード等のプレゼンテーション装置を用意している。さらには、学習の動機づけや学習支援体制の充実を図るため、学習支援システム「manaba」と「respon」を全学的に導入しており、授業等で活用している。教員及び事務職員には、1人1台のパソコンを使える環境が整備されており、授業や学校運営に活用している。

本学は、情報技術の向上に関する科目として、教養科目群に「コンピュータの基礎技術Ⅰ・Ⅱ」を配置し、必修としている。当該科目では、パソコンの基本的操作、メール・インターネットの活用方法、ワープロ・プレゼンテーション・表計算ソフトの使い方等を教授している。一方、教職員に対しては、採用時に学内 LAN 上のグループウェア及びウェブメールの使用方法、学習支援システム「manaba」の活用等の研修を行っている。また、令和2（2020）年度は COVID-19 における遠隔授業の実施に向けた研修を併設する佐久大学と合同で実施した。

学内のコンピュータ設備の維持管理については、総務課及び教務課職員、情報担当教員が連携して行っており、授業以外においても学生の利用上のサポートに当たって

いる。また、情報技術の進展や耐用年数を勘案し、計画的かつ定期的に更新しており、授業や学校運営に支障がないように整備している。

学内 LAN は、全学的に整備されており、各教室ではインターネットやマルチメディアを活用した効果的な授業ができるようになっている。また、無線 LAN (Wi-Fi) 環境も整備されており、学生はスマートフォン等を使って、インターネットに接続し、学習支援システム「manaba」やウェブメールを利用できるようになっている（備付-49）。

講義室、演習室、実習室には、マイク、プロジェクター、パソコン、ブルーレイディスク・DVD プレイヤー、書画カメラ等を設置し活用することで、効果的な授業を行っている。また、専用の実習室として、「介護福祉専攻」では介護実習室、入浴実習室、家政実習室があり、介護福祉に関わる科目を行う上で必要な備品を整備している。「子ども福祉専攻」では保育実習室、音楽室（講義室兼用）、ピアノ練習室を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内のコンピュータ設備の維持管理は、担当部署及び担当教員により適切に行われているが、ICTに関わる支援を行う専門的な部署はない。Society 5.0 時代の到来に備え、新しい情報技術を活用した効果的な授業を推進するためにも、専門的な部署の設置や職員配置が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 20 計算書類〔令和元（2019）年度〕、
21 計算書類〔令和2（2020）年度〕、
22 計算書類〔令和3（2021）年度〕、
23 事業報告書〔令和3（2021）年度〕、
24 事業計画書〔令和4（2022）年度〕

提出資料-規程集 45 佐久学園会計規程

備付資料 51 寄付金募集要項、52 財産目録・計算書類

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体及び本学の過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）の事業活動収支の状況は、下表のとおりである。法人全体の経常収支は、過去3年間にわたり、支出超過の状況が続いており、令和3（2021）年度決算では305,874千円の支出超過となっている。また、本学も同様の傾向にあり、令和3（2021）年度決算では72,389千円の支出超過となっている。これは、定員未充足による収入不足や人件費をはじめとする支出増加が主な要因である。法人全体の人件費比率は令和3（2021）年度決算では81.6%となっており、全国と比較して高く、この比率を全国平均近似値に近づけることが必要である。さらに、学生の定員確保や補助金や寄付金等の外部資金の獲得による収入増が図られれば、収支バランスの改善は可能と判断している。

貸借対照表（令和4（2022）年3月31日現在）では、法人全体の資産総額5,063,092千円に対し、負債総額は1,233,224千円となっており、純資産は3,829,868千円で前年度に比べ、296,957千円減少している。また、法人全体の負債率が24.4%と比較的高いことから負債額の減少に努める必要がある。

本学の財政と法人全体の財政の関係については、上述のとおりであるが、本学の存続を可能とする財政を維持するためには、学生生徒等納付金に過度に依存した収入構造を避け、外部資金の獲得による収入増を図るとともに、収入規模に応じた適正な予算配分・執行を行うことが必要である。

退職給与引当金については、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

資産運用については、「佐久学園会計規程」（提出-規程集45）に則り、法人の資金計画に基づき、普通預金で適切に運用されているが、将来の資金需要への備えについては検討が必要である。

本学の経常収入に対する教育研究経費の割合は、令和3（2021）年度決算では37.8%となっており、20%程度を超えている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分については、厳しい財政状況ではあるが、各部門からの予算申請に基づき、教育研究に支障がないよう適切に資金を配分している。また、予算外支出を必要とする場合は、理由書の提出を求め、経理責任者である法人事務局長が検討の上、補正予算として理事会の承認を得ることとしている。

公認会計士による監査は年間計画に基づき、中間期と決算期に実施されており、指摘された事項には随時対応している。

寄付金については、教育研究活動のための環境整備及び学生の修学支援体制の充実に目的とした寄付を学校法人が大学ウェブサイト等で募っている。令和3（2021）年度は22件、3,787千円の寄付金を収納した（備付-51）。学校債の発行は行っていない。

〔事業活動収支の状況（法人全体）〕（単位：千円）

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収入 計	892,231	830,464	957,636
（うち学生生徒等納付金）	(666,878)	(628,218)	(708,080)
（うち経常費等補助金）	(161,054)	(142,357)	(161,402)
経常支出 計	1,018,930	1,033,570	1,263,510
（うち人件費）	(649,241)	(633,027)	(780,995)
（うち教育研究経費）	(256,225)	(279,409)	(349,664)
（うち減価償却額）	(107,833)	(103,297)	(171,170)
経常収支差額	△126,699	△203,106	△305,874

〔事業活動収支の状況（短期大学部）〕（単位：千円）

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収入 計	100,049	80,026	135,645
（うち学生生徒等納付金）	(62,380)	(48,820)	(75,630)
（うち経常費等補助金）	(27,931)	(21,688)	(31,296)
経常支出 計	146,743	159,823	208,034
（うち人件費）	(99,044)	(106,334)	(141,928)
（うち教育研究経費）	(37,570)	(41,747)	(51,232)
（うち減価償却額）	(20,030)	(19,283)	(26,419)
経常収支差額	△46,694	△79,797	△72,389

〔貸借対照表の状況（法人全体）〕（単位：千円）

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産総額	4,688,440	5,936,621	5,063,092
負債総額	1,018,575	1,809,797	1,233,224
純資産	3,669,865	4,126,824	3,829,868

法人全体及び本学の過去3年間（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）の入学
者数及び在籍学生数の推移は、下表のとおりである。令和3（2021）年5月1日現在
における本学の入学定員充足率は88.0%、収容定員充足率は71.0%となっており、定員
未充足の状態が続いている。従って、収容定員充足率に相応した財務体質の維持は難
しい状況にあり、学生確保は喫緊の課題となっており、学園全体の重点戦略に位置づ
けられている。

〔入学者数及び在籍学生数の推移（法人全体）〕 （単位：名）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学定員	160	160	230
入学者数	127	133	187
入学定員充足率	79.4%	83.1%	81.3%
収容定員	490	490	560
在籍学生数	472	441	492
収容定員充足率	96.3%	90.0%	87.9%

注) 令和3（2021）年度 佐久大学人間福祉学部開設（入学定員70名）

〔入学者数及び在籍学生数の推移（短期大学部）〕 （単位：名）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学定員	50	50	50
入学者数	22	26	44
入学定員充足率	44.0%	52.0%	88.0%
収容定員	100	100	100
在籍学生数	65	51	71
収容定員充足率	65.0%	51.0%	71.0%

注) 令和3（2021）年度 福祉学科を介護福祉専攻と子ども福祉専攻に専攻分離

本法人の事業計画と予算は、「佐久大学中期計画（2020～2024）」及び「佐久学園経営改善中期計画（2020～2024 5ヵ年）」に基づき、各部門の意向を集約した後、原案を作成の上、前年度3月の評議員会へ諮問した後、理事会で決定している。また、決定した事業計画と予算は、法人事務局総務課から速やかに各部門に周知している。

予算の執行については、各部署から提出される物品購入・支払依頼書に基づき、経理責任者である法人事務局長の承認の下に執行している。

日常的な出納業務については、「佐久学園会計規程」に則り、法人事務局総務課の担当者により円滑かつ適切に処理され、その状況は経理責任者である法人事務局長を経て、理事長に報告している。また、月次試算表も毎月適時に作成されており、出納状況と併せて理事長に報告している。

資産及び資金の管理と運用については、「佐久学園会計規程」に則り、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録され、会計システム及び資産管理システムにより安全かつ適正に管理している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、開学当初より地域に根ざした人材養成を目的としており、時代の変化に対応するとともに、地域社会のニーズに応える短期高等教育機関としての役割を果たしてきた。短期大学部の将来像については、「佐久大学中期計画（2020～2024）」において、明確に示している。併設の佐久大学とともに、保健・医療・福祉の総合大学として、地域になくてはならない専門職者の養成を行い、人材を輩出し続けるという使命は明確であり、その責務は重大であると認識している。

本学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、「佐久学園 経営改善中期計画（2021～2024 5 ヶ年）」において、令和 3（2021）年度より強み・弱み、特色を検証し、競合校との差異化を図ることとしていたが、中期計画の進捗がやや遅れているため、令和 4 年（2022）度前半に中間評価を行い、現在の経営実態や財政状況を踏まえ、財政上の安定が確保できるよう計画を一部見直すこととしている。

本学全体及び専攻ごとの入学定員及び収容定員充足率（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）は下表のとおりであり、前年度よりも学生数は増加したものの、依然として、定員未充足の状態は続いている。また、学生生徒等納付金収入に占める人件費支出の割合（人件費依存率）は、188.0%（令和 3（2021）年度決算）となっており、短期大学部単独では賄えない財政状況となっている。施設設備支出についても同様である。

[短期大学部の入学定員及び収容定員充足率（令和3（2021）年5月1日現在）]

区 分	介護福祉専攻	子ども福祉専攻	福祉学科計
入学定員	25名	25名	50名
入学者数	29名	15名	44名
入学定員充足率	116.0%	60.0%	88.0%
収容定員	—	—	100名
在籍学生数	—	—	71名
収容定員充足率	—	—	71.0%

注) 令和3（2021）年度 福祉学科を介護福祉専攻と子ども福祉専攻に専攻分離

財務情報は大学ウェブサイト上で広く公開しており、経営状態については学園全体会等で教職員に説明をしており、危機意識の共有はできている。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による分析では、令和2（2020）年度決算の評価で「B4」の位置にあり、イエローゾーンとなっている。本学園では、「佐久学園 経営改善中期計画（2020～2024 5ヵ年）」を策定しており、令和元（2019）年度の状況や課題、方策を踏まえた5ヵ年の計画となっており、以下の項目について、具体策と目標を掲げ、経営改善に向けた取り組みを進めている。しかしながら、上述のとおり、進捗がやや遅れているため、令和4（2022）年度前半に計画を一部見直すこととしている。

[佐久学園 経営改善中期計画（2021～2024 5ヵ年）の項目]

1. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標（現状分析を含む）
2. 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像
3. 実施計画（現状、問題点と原因、対応策）
 - 1) 教学改革
 - 2) 学生募集対策と学生数の確保
 - 3) 財政基盤の確立
 - 4) 人事政策と人件費の抑制
 - 5) 経費抑制
 - 6) 施設等整備
 - 7) 借入金等の返済
 - 8) 組織運営体制

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

安定した財政基盤の確立のためには、学生確保と補助金等の外部資金の獲得が喫緊の課題である。併設する佐久大学とともに、保健・医療・福祉に特化した専門職養成機関としての広報や学生募集活動を進めてきているが、本学の定員充足の目標は達成できていない。学生確保対策は学園全体の重点戦略に位置づけており、地域の関係機関との更なる連携や定期的な人材確保の検討を重ね、本学の優位性と特長をより浸透さ

せることで定員の確保に繋げることとする。また、外部資金の種類を洗い出し、過去の実績に基づき、獲得目標と方針を定め、収入増を図ることとする。さらには、法人全体の予算執行状況を適切に管理し、経費節約と効率化を図るための具体的な取り組みを実施することとする。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

持続可能な教育体制及び教員の研究活動が維持できるようにするため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切な教員を確保してきている。前述のとおり令和3（2021）年度から専攻分離し、従前の福祉学科としての教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を専攻ごとに定め、教員組織はこれに基づいて1学科2専攻として適切な教員組織を編成することができた。教員の研究活動については、学園組織として研究支援室の設置や、学内の基盤研究費に加え学内助成研究費及び学長裁量研究費の助成・支援が整備されている。また、多様な学生に対する教育支援については、学習支援システム「manaba」の利用や個別学習施設の拡大など教育及び学生生活環境を整備し、併設する4年制大学と共に教職員が連携し全学的な支援体制の改善に取り組んでいる。

事務局体制を保持するための将来を見据えた計画的な職員の採用に関しては、前述のとおり、学科再編や併設校の新学部開設に併せて、必要な職員採用を行い、事務局体制の整備を図ってきた。

施設の維持管理、機器備品の計画的な更新に関しては、既設校舎の改修工事等に併せて、学内のバリアフリー化や照明のLED化、LANの無線化を推進し、教育・研究環境の整備に努めてきた。また、防災対策として、備蓄品の整備も行った。

財務基盤の安定化に向けた対応としては、令和2年（2020）年度に向こう5年間の法人全体の経営改善中期計画を策定し、人件費をはじめとする経費削減の具体策についても盛り込んでおり、現在、その計画を履行中である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和3（2021）年度から専攻分離し、前年度までの1学科としての教員組織から2専攻としての教員組織に改編し、短期大学設置基準を踏まえ適切に編成することができた。介護福祉専攻は介護福祉士養成課程の新カリキュラムに沿って再スタートし、子ども福祉専攻は保育士養成課程を新たに開設した。令和2（2020）年度までの教員組織が基盤となっているが、今後継続的にそれぞれの専門性を探究し教育実績及び研究業績を積んでいくことが求められる。そのためにも、科学研究費補助金や外部研究

費等の獲得を積極的に進めていけるように、学園組織としてある研究支援室による研究活動の促進や学会活動などへの積極的参加ができる環境を整えていく。

事務組織の整備に関しては、学生総合支援センターの開設に向けた事務体制の整備を急ぐとともに、職員の職務遂行能力の向上を目的とした育成プログラムの策定、人事考課制度（目標管理制度）の導入、業務の効率性を考慮した事務組織の再編や将来を見据えた人事計画の策定に着手することとする。

教職員の就業に関しては、教職員が目標を持って職務を遂行することができ、働きやすい職場環境を整えるための取り組みを推進する。また、教職員の長時間労働の抑制や有給休暇取得の促進、就業規則等の見直しを行っていくこととする。

施設設備に関しては、学生総合支援センター及びボランティア・アクション・センターの開設に向けた整備を急ぐとともに、施設設備の計画的な整備に向けた全学的な検討を行い、その中期計画の策定に着手する。また、危機管理体制の見直しと強化、災害発生時の体制整備も行っていくこととする。

財的資源に関しては、安定した財政基盤の確立に向け、学生確保と補助金等の外部資金の獲得による収入増を図っていく。また、予算執行管理体制を明確化し、経費節約と効率化を図るための具体的な取り組みを検討し、実施していくこととする。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- 提出資料 25 佐久学園寄附行為、26 理事会議事録
 備付資料 53 理事長の履歴書、54 学校法人実態調査表、
 55 事業に関する中期的な計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

現理事長は、医療従事者としての実務経験がある他、医療機関の管理者、経営者としての経験があり、保健・医療・福祉分野の人材養成を行う大学及び短期大学部を設置する学校法人の理事長として、十分な識見があり、その発展に寄与できる者である。平成 25（2013）年 7 月の理事長就任以降、建学の精神・教育理念等を踏まえた本学園の目

指す将来像を明確に打ち出すなど、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。毎年4月に行われる学園全体会では、本学園の現状と課題、進むべき方向性について示し、その方針に沿って全教職員が一丸となって目標達成に向かって邁進できるように努めている（備付-53）。

理事長は、私立学校法第37条第1項並びに「佐久学園寄附行為」（提出-25）第11条の規定に基づき、本法人を代表し、その業務を総理する最高業務執行者である。

また、理事長は、「佐久学園寄附行為」第33条の規定に基づき、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、「佐久学園寄附行為」第15条の規定に基づき、理事会を招集し、学校法人の最高業務執行機関として適切に運営しており、理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会の議長は、寄附行為の規定により、理事長が務めている。

理事会は、自己点検・評価報告書の課題を把握するとともに、毎年度の事業計画及び事業報告書（事業計画の進捗状況等）を点検することで認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。

理事会は、短期大学部の発展のために、学長等の理事者が文部科学省主催の説明会や日本私立短期大学協会の総会等に参加し、学校法人及び短期大学部の管理運営に関する情報の収集に努めている。また、複数の理事者が学内の行事に参加するなど、本学の教育及び運営状況の把握に努めている。

理事会は、短期大学部の運営に関する法的な責任があることを認識しており、私立学校法並びに寄附行為に定められた職務と責任、私立学校の公共性と社会的責任を自覚し、その役割を果たすため、短期大学設置基準に則った適正な運営に努めている。

理事会は、学校法人及び短期大学部の運営に必要な規程について、「佐久学園寄附行為」をはじめとする諸規程において、適切に整備している。

理事は、私立学校法第38条並びに寄附行為の規定に基づき、適切に選任し、構成されており、本学園の建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営についての学識及び見識を有している。学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、「佐久学園寄附行為」第10条（役員解任、退任）の規定を準用している。

令和3（2021）年度に開催した理事会は、次のとおりである。

〔令和3（2021）年度 理事会開催状況〕

開催回数／開催日	主な議題	理事数／出席者数
第1回 令和3年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・役員競業状況について ・理事、評議員の選任手続きについて ・報告事項 	8名／8名
第2回 令和3年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告及び決算報告について 	8名／8名

日 (1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長職務代理者の選任について ・任満了に伴う評議員の推薦について ・佐久大学信州短期大学部学長任満了に伴う推薦委員の選任について ・報告事項 	
第3回 令和3年5月26日 (2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 (評議員会における評議員選任結果について) 	8名/8名
第4回 令和3年6月23日 (1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・3号理事の選任について ・理事長の選任について ・1号評議員の推薦について ・3号評議員の選任について ・報告事項 	8名/7名
第5回 令和3年6月23日 (2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度第1回補正予算案について ・別科助産専攻の改組について ・報告事項 (評議員会における2号理事、1号評議員の選任結果について) 	8名/7名
第6回 令和3年8月11日 (1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久大学信州短期大学部長の選任について 	8名/8名
第7回 令和3年8月11日 (2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・融資実行日の変更について ・令和2年度自己点検・評価報告書について ・報告事項 	8名/8名
第8回 令和3年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の学園運営について 	8名/8名
第9回 令和3年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の学園運営について ・中国浙江省衢州市職業技術学院との事業について ・報告事項 	8名/8名
第10回 令和3年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度第2回補正予算案について ・佐久大学学長候補者選考委員の選任について ・川上村との連携協定更新について ・報告事項 	8名/8名
第11回 令和4年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久大学長の選任について ・佐久大学大学院学則の改正について ・報告事項 	8名/7名

第12回 令和4年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等賠償責任保険の更新手続について ・佐久学園諸規程の一部改正について ・報告事項 	8名/7名
第13回 令和4年3月23日(1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久学園諸規程の一部改正について ・報告事項 	8名/7名
第14回 令和4年3月23日(2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度第3回補正予算案について ・令和4年度事業計画及び当初予算案について ・報告事項 	8名/7名

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップのもと、理事会を中心とする学校法人の管理運営体制は法令及び寄附行為に基づき、適正に運営がなされているが、法人全体の収支改善と財政基盤の強化が課題であり、経営改善中期計画の見直しを含めた対応が必要である。また、文部科学省の大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査において指摘された事項について、改善を図っていく。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 27 教授会議事録

- 提出資料-規程集 54 佐久大学信州短期大学部学長選考規程、
56 佐久大学信州短期大学部教授会運営規程、
60 佐久大学信州短期大学部自己点検・評価委員会規程、
61 佐久大学信州短期大学部教務委員会規程、
62 佐久大学信州短期大学部学生委員会規程、
63 佐久大学信州短期大学部募集対策・広報委員会規程、
64 佐久大学信州短期大学部紀要委員会規程

備付資料 56 学長個人調書（様式 21）、57 委員会の議事録 令和 3（2021）年度

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

本学学長は、学校教育法による「学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する」、及び短期大学設置基準による「学長となることができる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者と認められる者とする」に基づいてリーダーシップを発揮し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、学長選考規程（提出-規程集 54）第 2 条「学長は、人格が高潔で、学識が優れ、教育行政に関し識見を有するほか、本学の建学の精神を体し、本学の発展に専念できる者とする」により選任されており、人格が高潔で、学識に優れ、大学運委に十分な識見を有し短期大学部の教学運営全般にリーダーシップとガバナンスを発揮している。

学長は、建学の精神と教育理念を踏まえた短期大学部の教育目標と 3 つのポリシーに基づく学習成果を獲得するための教育研究を推進し、FD 活動の活性化をはじめ、教育研究上必要な部会や研究会等を積極的に開催するなど、短期大学部の向上・充実に向けて努力している。

学長は、学則第 37 条（懲罰）に学生の退学、停学及び訓告の処分に関する手続きについて定め、教授会の議を経て懲戒を行っている。

学長は、教学運営の職務遂行に努めるとともに、教授会及び運営会議における公務の状況を把握し、課題・改善等に関して対処するなど公務をつかさどり、事務局長と調整のもと所属職員を統督している。

学長は、学長選考規程によって選任され、学則に定める教育研究に関する重要事項をはじめとする事項について、学長が決定を行うにあたり教員の意見を聴取するなど、適正に教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、教授会において、規程に基づいて設置した各委員会を中心に審議した事項について、教員の総意をもって決議に導くように公正なリーダーシップを取り、審議機関として適切に運営している。

学長は、教授会を学則第 6 条及び「教授会運営規程」（提出-規程集 56）の規定に基づいて適正に開催し、教授会の審議事項を周知し、その権限と責任において意見を聴取して最終的判断を行い、リーダーシップを発揮して、短期大学部の教育研究上の重要事項等を審議する機関として適切に運営している。

学長は、教授会において入学に関わる入試関連事項、学習成果と三つの方針に対する認識を共有したうえで進級、卒業及び学位授与に関する重要事項を審議している。

これらの教育研究に関する重要事項については、教授会の意見を聴取したうえで決定している。

教授会は、教授会運営規程に基づき、毎月定例で開催している。その他学長が必要と認めるとき及び教授会構成員の 3 分の 2 以上の要請があったときは臨時に招集し開催している。併設する大学と審議する合同教授会は実施していない。

教授会の事務は事務局が当たり、議事録（提出-27）は事務局職員がその任に当たり、

次回教授会において議事録承認が行われ、学長が承認した後、適正に保管・管理している。

教授会は、学習成果及び3つのポリシーを共通に認識したうえで審議し、さらなる教育効果の向上・充実に向けて運営されている。

本学の教授会には、前述の「教授会運営規程」に規定する委員会を設置している。委員会は、自己点検・評価（FDを含む）、教務、募集対策・広報、学生、紀要の各委員会があり、それぞれの規程（提出-規程集 60～64）によって、学長が指名した委員長を中心に適切に運営されている。本学の各委員会には、事務局職員が委員として選任され、教員と連携して教学事項を協議している。また、本学園には併設する大学と共通の学園委員会があり、令和2（2020）年度から図書館運営に関する事項は佐久大学と共通の「佐久大学図書館委員会」として運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、適切な大学運営を行っていくために、建学の精神と教育理念に則り、本学の教育目標に基づいた人材育成と地域の求める人材像を踏まえた学科教育体制を確立するため、リーダーシップを取って進めている。平成30（2018）年度から学長が中心となって進めている「短大将来構想ワーキング」において、令和3（2021）年度から福祉学科を専攻分離することとし、従来の介護福祉士養成課程を「介護福祉専攻」に、そして新たに保育士養成課程を置く「子ども福祉専攻」を設置することとした。また両専攻には、国家資格取得に拘らない幅広い職業選択を可能にするビジネス人材養成課程も置くことにした。地域社会の福祉ニーズに応えるべく、更に魅力のある大学づくりと適切な学科運営を図るため安定した学生確保を目指していく。

本学の教育目標に基づく人材育成は、地域が求める人材像を捉えて、教育課程の編成・実施に適切に反映させることが必要である。教員は共通認識のもとに同じ方向性をもって教学運営体制に関わることができるように、短期大学部の向上・充実に向けて強化を図っていく。また、平成29（2017）年度以来、学長は佐久大学と本学学長を兼任することとなり、令和3（2021）年度には大学に新学部、短期大学部には2つの専攻課程が設置されることに伴い、さらなる教学運営体制の充実と連携を図りながら教育研究を推進していく。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 28 評議員会議事録

提出資料-規程集 1 佐久学園寄附行為、22 佐久学園内部監査規程、
47 学校法人佐久学園財務書類等閲覧規程

備付資料 58 監事の監査状況

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1の現状>

監事は、私立学校法第37条第3項並びに「佐久学園寄附行為」第14条、「同会計規程」第70条の規定に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、監査している。監査は、監事が策定した年間計画に沿って毎月行われており、財務状況及び理事の業務執行状況に加え、大学運営の業務執行状況や事務処理の適正かつ効率化を目的とした業務監査も行っており、内部監査人や公認会計士とも連携し、職務に当たっている。また、監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて、意見を述べている。

監事は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2の現状>

評議員会は、「佐久学園寄附行為」第18条第2項において、評議員の定数を13人

以上 22 人以内と規定しており、「同寄附行為」第 5 条第 1 項に規定する理事定数 6 人以上 10 人以内の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織しており、私立学校法第 41 条第 2 項の規定を満たしている。また、評議員は、私立学校法第 44 条並びに「佐久学園寄附行為」第 22 条の規定に基づき、適切に選任されている。

私立学校法第 42 条に準拠した「佐久学園寄附行為」第 20 条の規定に基づき、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給基準、予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項等について、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしており、理事会の諮問機関として、適切に運営している。

令和 3（2021）年度に開催した評議員会は、次のとおりである。

〔令和 3（2021）年度 評議員会開催状況〕

開催回数／開催日	主な議題	評議員数／出席者数
第 1 回 令和 3 年 5 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期满了に伴う評議員の選任について ・ 理事、評議員の選任手続きについて ・ 佐久大学信州短期大学部学長の任期满了に伴う推薦委員の選任について ・ 報告事項 	18 名／17 名
第 2 回 令和 3 年 6 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号評議員の選任について ・ 2 号理事の選任について ・ 別科助産専攻の改組について ・ 令和 3 年度第 1 回補正予算案について ・ 報告事項 	18 名／17 名
臨時 令和 3 年 8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資実行日の変更について ・ 報告事項 	18 名／17 名
第 3 回 令和 3 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度第 2 回補正予算案について ・ 佐久大学学長候補者選考委員の選任について ・ 報告事項 	18 名／16 名
第 4 回 令和 4 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年度第 3 回補正予算案について ・ 令和 4 年度事業計画及び当初予算案について ・ 報告事項 	18 名／15 名

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学は、高い公共性と社会的責任の下、積極的な情報の公表・公開に努めている。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究活動の状況については、本学ウェブサイト上で公表・公開している。

私立学校法第 47 条に規定される財産目録等については、「佐久学園寄附行為」第 34 条の規定に従い、法人事務局総務課に備え付け、請求があった場合には、「佐久学園財務書類等閲覧規程」(提出-規程集 47) に基づき、閲覧できる体制を整えている。また、同法第 63 条の 2 に規定される寄附行為の内容、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給基準については、本学ウェブサイト上で公表・公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

積極的な情報の公表・公開を行い、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、学校法人の運営方針や姿勢の主体的な点検と大学の健全な成長と発展につなげることをねらいとした「ガバナンス・コード」の策定を進める。また、学校法人全体の諸規程について、総点検を行い、体系的な整備を進める。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

なし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

短期大学部では、学長のリーダーシップのもと学科名称を前回平成 27 (2015) 年度受審時の「介護福祉学科」から平成 28 (2016) 年度には「福祉学科」に変更した。さらに令和 (2021) 3 年度には福祉学科を「介護福祉専攻」と「子ども福祉専攻」の 2 専攻に分離した。

第 2 号評議員(卒業生)の見直しに関しては、平成 27 (2015) 年度の改選時には行われず、短期大学部の卒業生 3 名がそのまま再任された。その後、佐久大学の卒業生を評議員に加えることが検討され、現在は定数 3~6 名のところ、5 名が選任されており、内訳は佐久大学卒業生 1 名、短期大学部卒業生 4 名となっている。

事務組織の充実に関しては、基準Ⅲの行動計画の実施状況でも述べたとおり、学科

再編や併設校の新学部開設に併せて、必要な職員採用を行ってきており、組織の充実に努めてきた。

監査機能の充実に関しては、監事の常勤化には至っていないが、監事が策定した年間計画に沿って監査が行われており、財務状況及び理事の業務執行状況に加え、近年は大学運営の業務執行状況や事務処理の適正かつ効率化を目的とした業務監査も行われるようになっており、充実が図られている。また、内部統制機能充実のための内部監査の実施に関しては、「佐久学園内部監査規程」（提出-規程集 22）が平成 27（2015）年度に制定されており、規定に則り、理事長が任命した監査人による業務監査が行われるようになっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学長は、新たに 2 専攻となつてからも従前どおり強いリーダーシップを取り、教員組織の統括と本学の教育目標に基づいた教育実践の状況を把握している。本学が今後安定的な学生確保に向けて取り組むために、学長のリーダーシップのもと教員が共通認識をもって教学運営に関わることができる組織づくりをしていく。また、本学学長は併設する佐久大学の学長を兼任するため、全学的な方向性を本学教員に説明・周知することができているが、合同で審議する組織編成はまだ十分ではない。そのため令和 4（2022）年度から全学的な組織改編が進められ、併設大学の教員との合同委員会等も設置されたが、学内での明確な位置づけや実効的な組織として機能するべく点検整備を進めていく。

学校法人の管理運営体制の確立に関しては、法人全体の収支改善と財政基盤の強化に向け、経営改善中期計画の見直しを含めた対応を進める。また、文部科学省の大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査の指摘事項の改善を図っていくこととする。

ガバナンスに関しては、学校法人の運営方針や姿勢の主体的な点検と大学の健全な成長と発展につなげるためのガバナンス・コードの策定に着手する。また、学校法人全体の諸規程について、総点検を行い、体系的な整備を進めることとする。